

多治見市土地開発指導要綱
多治見市土地開発基準

平成25年4月改訂版

多治見市

目 次

多治見市土地開発指導要綱	1
別表	7
別記様式	9
多治見市土地開発基準	33
別表第1	53
別表第2	55
別記様式	60

改正

平成4年3月21日告示第18号
平成6年3月14日告示第14号
平成8年3月11日告示第21号
平成9年3月21日告示第14号
平成11年1月27日告示第16号
平成11年3月31日告示第48号
平成12年3月27日告示第39号
平成12年7月31日告示第115号
平成14年7月10日告示第133号
平成15年3月24日告示第33号
平成17年11月11日告示第276号
平成20年3月31日告示第58号
平成21年2月20日告示第20号
平成23年3月31日告示第103号

最終改正

平成25年1月28日告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、多治見市における土地開発事業（以下「開発事業」という。）について一定の基準を定め、事業者に対し適切な指導を行うことにより、市域の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害を防止し、もって市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 一団の土地について行う区画形質の変更に関する行為をいう。
- (2) 開発区域 開発事業が行われる土地の区域をいう。
- (3) 一団の土地 土地の利用目的、利用形態、物理的形状、過去の所有形態等から見て一体と認められる土地をいう。
- (4) 関連公共施設 開発事業に伴い新設又は改良を必要とする道路、公園、緑地、広場、下水道、河川、水路、調整池、沈砂池及び消防施設をいう。
- (5) 関連公益施設 開発事業に伴い新設又は改良を必要とする保育所、幼稚園、小学校、中学校、集会施設、一般廃棄物集積施設、資源集積施設、上水道等をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次に掲げる開発事業について適用する。

- (1) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 事業者が、開発事業終了後3年以内に、当該開発区域の隣接地において更に開発事業を行う場合で、その合算した面積が1,000平方メートル以上のもの
- (3) 2以上の事業者が、隣接地域で併せて開発事業を行う場合で、その合算した面積が1,000平方メートル以上のもの
- (4) 事業者が、既に開発事業が行われた1,000平方メートル以上の土地で、新たに道路を整備する場合

2 前項の規定にかかわらず、この要綱は、次のいずれかに掲げる開発事業には適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに類する団体が施行する開発事業
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第1項各号に規定する市街地開発事業の施行として行う開発事業

- (3) 都市計画法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物の建築又はこれに準ずる建築物以外の施設の設置の用に供する目的で行う開発事業
- (4) 都市計画法第29条第1項第4号に規定する都市計画事業の施行として行う開発事業
- (5) 都市計画法第29条第1項第9号に規定する公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた埋立地であって、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発事業
- (6) 鉱業法(昭和25年法律第289号)に規定する鉱業に係る開発事業
- (7) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う開発事業
- (8) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第2項に規定する農地保有合理化事業の施行として行う開発事業
- (9) 造成後、森林、農地又は採草放牧地の用に供する目的で行われる開発事業で開発区域面積が3,000平方メートル未満のもの
- (10) 非常災害のための必要な応急措置として行う開発事業
- (11) その他市長が特に必要と認める開発事業

(事前協議)

第4条 事業者は、開発事業に関する法令等の規定による許認可申請をする前に、事前協議申出書(別記様式第1号)により市長と協議するものとする。ただし、3,000平方メートル未満の開発事業については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する事前協議申出書の提出があったときは、別に定める土地開発指導委員会の意見を聴き、次項の指導基準に基づいて事業計画の内容を検討し、当該事業計画が不相当であると認めるときは事業者に対し事業計画の変更若しくは事業の中止について指導し、又は要請し、相当であると認めるときは次条に定める設計協議を求めよう、書面により事業者へ通知をするものとする。

3 事業計画の検討は、次に掲げる事項を基準として行うものとする。

(1) 事業計画は、土地の利用目的が国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定により定められた多治見市計画その他の土地利用に関する計画及び多治見市総合計画に適合するものであること。

(2) 事業計画は、土地の利用目的が都市計画法第7条の規定による市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画並びにその他の都市計画に適合するものであること。

(3) 事業計画は、公共施設及び公益的施設の整備予定からみて明らかに不相当なものでないこと。

(4) 事業計画は、開発区域を含む周辺の自然環境の保全上明らかに不相当なものでないこと。

(5) 事業計画は、別に定める多治見市土地開発基準(平成2年告示第55号)に照らし明らかに不相当なものでないこと。

(6) 事業計画が岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)第2条第2号の対象事業に該当するときは、同条例に規定する環境影響評価に関する手続を伴うものであること。

(7) 事業計画がゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱(平成5年8月30日岐阜県公示)第2条第2号の対象事業に該当するときは、同要綱第7条に規定する実施計画を伴うものであること。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、当該開発事業が、国又は県の法令等の規定により環境影響等について市長の意見の表明等を求められるものである場合は、環境影響等に関する検討を行わないものとする。

(設計協議)

第4条の2 事業者は、前条の規定による事前協議が成立した開発事業(前条第1項ただし書きの規定により事前協議を行わなかった開発事業を含む。)の工事を施行しようとする

するときは、あらかじめ設計協議申出書(別記様式第2号)により市長と協議しなければならない。

- 2 前項に規定する設計協議を行おうとする事業者は、あらかじめ地域住民及び利害関係人との調整を図り、その結果を記載した書面を作成し、設計協議申出書に添付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により設計協議の申出を受けたときは、土地開発指導委員会の意見を聴き、法令に定めのあるもののほか、別に定める多治見市土地開発基準に基づいて協議の内容を検討し、必要と認めるときは、事業者に対し意見の通知をもって当該事業計画の一部又は全部の変更を求めるものとする。

(再協議)

第4条の3 事業者は、市長と事前協議を行い、又は設計協議を行った開発事業について、その開発目的を変更する場合又は大幅に事業計画を変更する場合は、再度前2条に規定する事前協議又は設計協議を行わなければならない。

(協議の打ち切り)

第4条の4 市長は、事業者が正当な理由がないにもかかわらず、第4条第2項の規定による通知の日から起算して3年を経過しても第4条の2第1項に規定する設計協議申出書の提出がないときは、当該開発事業の協議を打ち切ることができる。この場合において、市長は事業者に対し、書面により協議の打ち切りを通知するものとする。

- 2 市長は、事業者が正当な理由がないにもかかわらず、第4条の2第3項の規定による意見の通知の日から起算して2年を経過しても次条第1項に規定する協定の締結がない場合は、当該開発事業の協議を打ち切ることができる。この場合において、市長は事業者に対し、書面により協議の打ち切りを通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 事業者は、関連公共施設及び関連公益施設(以下「施設等」という。)の配置並びに施設等の用に供する土地の提供その他必要な事項について関係法令等の許認可手続を終了した後、協定書(別記様式第3号)を標準とし、市長と協定を締結しなければならない。

(工事の着手)

第6条 事業者は、前条による協定を締結した後に工事に着手するものとする。

- 2 事業者は、工事に着手したときは、着工の日から7日以内に着工届(別記様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(事業の変更、中断、廃止等)

第7条 事業者は、第5条による協定の締結後、事業内容の変更をしようとするときは、事前に設計協議変更申出書(別記様式第5号)により市長と協議しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしようとするときは、設計協議変更届(別記様式第6号)により市長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、開発事業を廃止し、又は工事を2か月以上中断しようとするとき若しくは中断した工事を再開しようとするときは、速やかに市長に事業の廃止、中断、再開届(別記様式第7号)により届け出なければならない。この場合において、事業者は、あらかじめ地域住民及び利害関係人との調整を図っておかななければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第6項の規定による変更協定の締結後更に事業内容の変更をしようとする場合について準用する。
- 5 事業者が第5条の規定による協定又は次項の規定による変更協定の締結後、当該開発事業について、その開発目的を変更する場合又は大幅に事業計画を変更する場合は、第

4条及び第4条の2の規定により再度事前協議及び設計協議を行うものとする。

- 6 事業者は、第1項の協議又は第2項の届出及びこれらに伴う関係法令等の許認可手続を終了した後、変更協定書(別記様式第8号)を標準とし、市長と変更協定を締結しなければならない。

(立入調査)

第8条 市長は、必要と認める場合には開発区域に職員を立ち入らせることができる。

- 2 市長は、前項による立入調査の結果、当該開発事業が周辺の環境に重大な影響を及ぼすと認められるときは、当該開発事業を変更又は改善するよう指導又は助言することができる。

(地位の承継)

第9条 第5条の規定による協定の締結後、当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発事業を施行する権原を取得した者(次項に規定する者を除く。)が当該協定を締結した者が有していた地位を承継しようとするときは、市長に地位承継承認申請書(別記様式第9号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 第5条の規定による協定を締結した者の相続人その他の一般承継人は、市長に地位承継届(別記様式第10号)により届け出なければならない。

(工事完了の検査)

第10条 事業者は、開発事業に係る工事が竣工したときは、速やかに竣工検査申請書(別記様式第11号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による竣工検査申請書を受理したときは、遅滞なく当該工事が協議の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、検査済証(別記様式第12号)を事業者に交付するものとする。

(施設等の管理)

第11条 施設等の管理については、施設等の管理計画書(別表)によるものとし、事業者は、自ら管理するものを除き、市に施設等の移管をしなければならない。

- 2 事業者は、施設等の管理について管理予定者との協議書(別記様式第13号)によりあらかじめ市長と協議しなければならない。
- 3 都市計画法に基づく開発許可を要する開発事業については、同法第32条に規定する協議をもって前項の協議に代えるものとする。
- 4 事業者は、施設等の移管手続が完了するまでの間、施設等の管理責任を負わなければならない。
- 5 事業者は、施設等を市に移管しようとするときは、施設等の移管検査申請書(別記様式第14号)を市長に提出し、施設等の検査(以下「移管検査」という。)を受けなければならない。
- 6 市長は、前項に規定する移管検査を実施した後、事業者に対し施設等移管検査結果通知書(別記様式第15号)により検査の結果を通知するものとする。この場合において、不備を認めたときは、その旨を通知して再度移管検査を実施するものとし、不備がないと認めたときは、施設等の移管を受ける旨を通知するものとする。
- 7 事業者は、施設等の用に供する土地を市に帰属又は寄附しようとするときは、関連公共施設の帰属申出書(別記様式第16号)又は関連公益施設の寄附申出書(別記様式第17号)を市長に提出しなければならない。
- 8 第2項に規定する管理予定者との協議書に基づき前条第2項による検査済証の交付までに市に移管する施設等については、移管検査を省くことができる。
- 9 第7条第1項又は同条第2項による事業内容の変更に伴い、第2項の協議内容に変更が生ずるときは、変更後の施設等の管理について同項の規定を準用する。

(被害の補償)

第12条 開発事業により被害が生じたときは、全て事業者の責任においてこれを補償しなければならない。

(運用の特例)

第13条 市長は、この要綱を適用することが区域の立地条件、地域住民の意見等から著しく不適當であると認められるときは、特別の措置を講ずることができる。

(測量の成果)

第14条 事業者は、確定測量の成果について、極力、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項に規定する申請を行うよう努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難い事項については、別途市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

(指導要綱の廃止)

第2条 多治見市土地開発指導要綱(昭和52年告示第28号の2。以下「旧指導要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置等)

第3条 この要綱の施行の日前に旧指導要綱に基づき設計協議申出書を受理した開発事業については、なお旧指導要綱の適用を受けるものとする。

附 則(平成4年3月21日告示第18号)

- 1 この告示は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この告示による改正後の多治見市土地開発指導要綱の規定は、施行日以後に設計協議申出書を受理した開発事業から適用し、施行日前に設計協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月14日告示第14号)

- 1 この告示は、平成6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の多治見市土地開発指導要綱(以下「新要綱」という。)第3条第1項及び第4条第3項の規定は、施行日以後に事前協議申出書を受理した開発事業について適用し、施行日前に事前協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。
- 3 新要綱の規定のうち第3条第1項及び第4条第3項以外の規定は、施行日から適用する。

附 則(平成8年3月11日告示第21号)

- 1 この告示は、平成8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条第3項中第1号の次に1号を加える改正規定並びに様式1号、様式2号及び様式4号の改正規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、施行日前に事前協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月21日告示第14号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年1月27日告示第16号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日告示第 48 号）

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日告示第 39 号）

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 31 日告示第 115 号）

1 この告示は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条の 2 の規定は、施行の日以後に申出のあった事前協議又は設計協議から適用し、同日前に申出のあった事前協議又は設計協議については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 7 月 10 日告示第 133 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 24 日告示第 33 号）

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 11 日告示第 276 号）

この告示中第 1 条の規定は平成 18 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同月 23 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日告示第 58 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 20 日告示第 20 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 103 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 28 日告示第 21 号）

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の多治見市土地開発指導要綱第 3 条及び別表中下水道施設の項の規定は、施行日以後に設計協議申出書を受理した開発事業について適用し、施行日前に設計協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。

別表(第11条関係)
施設等の管理計画書

施設等の名称	管理者(担当課)	移管の内容
道路 (歩行者専用道路及び 自転車専用道路を含 む。)	多治見市 (道路河川課)	敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付1か年後再検査し、破損箇所等を手直しのうえ市に移管する。なお自己の業務用道路は地目を「公衆用道路」にして事業者で管理する。
水路		敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付1か年後再検査し、破損箇所等を手直しのうえ市に移管する。なお自己の業務用水路は、事業者で管理する。
水路(開発に伴い必要 となる開発区域外の水 路)		敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。施設については、検査済証交付1か年後再検査し、破損箇所等を手直しのうえ市に移管する。なお、自己の業務用水路は、事業者で管理する。
調整池 沈砂池		敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付2か年後再検査し、破損箇所等を手直しのうえ施設を市に移管する。
交通安全施設		検査済証交付1か年後再検査し、破損箇所等を手直しのうえ施設を市に移管する。
公園 児童遊園 広場	多治見市 (緑化公園課)	敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付1か年後再検査し、破損箇所等を手直しのうえ市に移管する。
緑地 造成法面 緑道		敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付2か年後再検査し、破損箇所等を手直しのうえ市に移管する。
保育所 幼稚園	多治見市 (子ども支援課)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
小学校 中学校 高等学校	多治見市 (教育総務課)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
集会所	多治見市 (総務課)	施設は事業者において設置し、敷地の寄附申出の時期、施設の建築及び移管時期については別途協議する。
消火栓 防火水槽	多治見市 (予防警防課)	敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。
消防団詰所		敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
防災行政無線施設	多治見市 (企画防災課)	施設については、検査済証交付までに市に移管する。
埋蔵文化財	多治見市 (文化財保護センター)	埋蔵文化財を現状のまま保存する場合には、その敷地の移管について協議する。
公民館	多治見市 (文化スポーツ課)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。

一般廃棄物集積施設 資源集積施設	多治見市 (三の倉センター)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、協議により事業者管理としたものを除く。
上水道施設	多治見市 (水道課)	別途水道事業と締結する協定により、敷地を市に寄附申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。
下水道施設	多治見市 (下水道課)	敷地については、検査済証交付までに市に帰属申出する。施設については、検査済証交付までに市に移管する。ただし、検査済証交付後2年以内に工事の施工に起因する不良箇所が発生した場合は、事業者が補修又は改修を行うものとする。
汚水処理施設 汚水管	事業者 (下水道課)	公共下水道処理区域となった場合は、事業者は集中合併処理浄化槽及び、宅地内排水設備を除く汚水処理施設について、再検査後、破損箇所等を手直しのうえ市に移管する。なお、ポンプ場等で下水道の施設として利用が可能な施設は市に移管し、その敷地は市に寄附申出する。又、公共下水道への接続により不要となった集中合併処理浄化槽は、事業者の責任において速やかに解体撤去し、その敷地は事業者において良好に管理するものとする。
地区事務所	多治見市 (市民課)	敷地については、検査済証交付までに市に寄附申出する。
防犯灯	事業者 (道路河川課)	事業者の責任において良好に管理する。

注1： 都市計画法に基づく開発行為以外で設置する公共施設は、「帰属申出」を「寄附申出」に読み替えること。

注2： 住宅の建築の用に供する目的以外で行う開発事業により設置される広場、緑地、造成法面は、敷地、施設について事業者にて管理すること。

注3： 0.3ha未満の開発事業により設置される緑地、造成法面は、事業者にて管理すること。

注4： 事業者の責任において設置する幼稚園若しくは保育所又は小学校、中学校若しくは高等学校の用に供する敷地は、事業者にて管理すること。

事前協議申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者 氏 名

㊞

電話番号 () -

多治見市土地開発指導要綱第4条第1項の規定により、次のとおり協議いたします。

開 発 事 業 名	
開発区域の位置	多治見市
開発区域の面積	
設計者住所氏名	TEL. () -

開発区域内における地目別面積

地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
山 林	m ²	m ²
宅 地	m ²	m ²
農 地	m ²	m ²
そ の 他	m ²	m ²
計	m ²	m ²

開発区域内における開発規制法令

区 分		公簿面積	地 番
都市計画法	市街化区域 用途地域 ()	m ²	
	市街化調整区域	m ²	
宅地造成等規制法		m ²	
砂防法		m ²	
森林法		m ²	
		m ²	

事業計画概要

(1) 土地の選定理由

--

(2) 土地利用概要

① 宅地造成事業

分譲宅地	区画	戸		
マンション等	区画	棟	戸	階数

② その他の建築物の建設を目的とした事業

予定建築物等の種類		延床面積	m ²	階数
-----------	--	------	----------------	----

③ 建築物の建設を目的としない事業

事業の目的	
事業完了後の土地の形態	

(3) 開発区域外施設の現況

接続先道路の種類及び幅員	W = m
流末排水施設の種類及び規模	

(4) 土地取得の方式

--

備考

添付書類は次のとおりとする。

1. 土地の公図の写し及び一筆調書(土地の権利に関する調書)・・(別記様式第18号)
2. 開発区域の位置図 (縮尺 1/2,500 ~ 1/50,000)
3. 開発区域の現況平面図 (縮尺 1/2,500 以上)
4. 土地利用計画図 (縮尺 1/2,500 以上)
5. 造成計画平面図 (縮尺 1/2,500 以上)
6. 排水系統図 (縮尺 1/10,000 以上)

設計協議申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者 氏 名

㊞

電話番号 () -

多治見市土地開発指導要綱第4条の2第1項の規定により、次のとおり協議します。

設計者住所・氏名		㊞ TEL. () -	
工事施工者住所・氏名		TEL. () -	
開 発 事 業 名			
開 発 事 業 の 目 的			
開 発 区 域 の 位 置			
開 発 区 域 の 面 積		m ²	
関連 公共 施設	1. 道 路	L = m A = m ²	
	2. 公 園	ヶ所	m ²
	3. 遊 園・広 場	ヶ所	m ²
	4. 緑 地	自然緑地 m ²	造成緑地 m ²
	5. 河 川・水 路	m ²	
	6. 消 防 施 設	消火栓 ヶ所 m ²	防火水槽 ヶ所 m ²
	7. 給 水 の 方 法		
	8. 汚 水 処 理 の 方 法		集中合併 処理施設 ヶ所 m ²
	9. 下 水 道 施 設	m ²	
関連 公益 施設	1. 集 会 施 設	ヶ所	m ²
	2. 一 般 廃 棄 物 ・ 資 源 集 積 施 設	ヶ所	m ²
	3. そ の 他 (学校、保育所、 上水道施設等)	種類 , ,	合計 m ²
宅 地 の 面 積		区画 m ²	※ 受 付 欄
1 区画当り平均面積		m ²	
予 定 建 築 物 の 用 途			
予 定 建 築 物 の 棟 数・戸 数		棟 戸	

利害関係者等との協議	1. 市民組織				
	2. 農業関係者				
	3. 水利権関係者				
	4. その他				
法令に基づく規制・制限	1. 都市計画法	市街化区域			m ²
		(用途地域)			
		市街化調整区域			m ²
	2. 宅地造成等規制法				m ²
	3. 砂防法				m ²
	4. 森林法				m ²
5. その他				m ²	
工事の概要	1. 切土盛土する土地の面積				m ²
	2. 切土盛土の土量	切土			m ³
		盛土			m ³
	3. 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	4. 排水施設	番号	種類	内法の寸法	延長
				cm	m
				cm	m
				cm	m
	5. がけ面の保護の方法				
	6. 工事中の危険防止対策				
	7. その他の措置				
	8. 工事着工予定年月日	年 月 日			
9. 工事完了予定年月日	年 月 日				
その他必要な事項					

注：※印のある欄は記入しないこと。

備 考

1 添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 開発に係る土地全部事項証明書及び一筆調書(別記様式第18号)
- (2) 開発区域の土地等の所有者及びその他の権利者の同意書、印鑑証明書並びに区域外の民有地で排水施設を設置する等造成後更に区域外に及ぼす影響があると認められる土地の所有者及びその他の権利者の同意書
- (3) 開発区域及び流末水路の流量計算書並びに構造物の安定計算書
- (4) 土量計算書
- (5) 多治見市土地開発指導要綱第11条による管理予定者との協議書(別記様式第13号)
- (6) 申請者が法人の場合は法人の履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票の写し
- (7) 設計者資格証明書の写し(宅地造成等規制法施行令第17条各号に掲げる設計者資格を証する書類)
- (8) 委任状(申請手続き業務を委任するとき。)
- (9) 地域住民又は利害関係人との調整結果報告書
- (10) その他市長が必要とする書類(事前協議回答書の写し、土砂搬入搬出経路図、二次製品擁壁についての宅地造成等規制法施行令第14条に基づく認定書の写し等)

2 添付図面は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 開発区域位置図(1/50,000以上) | (18) 防災工事計画平面図(1/1,000以上) |
| (2) 開発区域区域図(1/10,000以上) | (19) 防災施設構造図(1/100以上) |
| (3) 現況平面図(1/2,500以上) | (20) 防火水槽構造図(1/50以上) |
| (4) 土地の公図の写し | (21) 公園計画承認図(1/500以上) |
| (5) 求積図(開発区域及び切土盛土する土地) | (22) 遊園計画承認図(1/500以上) |
| (6) 土地利用計画平面図(1/1,000以上) | (23) 集会施設設計図 |
| (7) 造成計画平面図(1/1,000以上) | (24) 汚水処理施設構造図 |
| (8) 造成計画断面図(1/1,000以上) | (25) 緑化計画平面図(1/1,000以上) |
| (9) 排水系統図(1/1,000以上) | |
| (10) 雨水排水施設計画平面図(1/500以上) | |
| (11) 汚水排水施設計画平面図(1/500以上) | |
| (戸別浄化槽による場合を除く) | |
| (12) がけの断面図(1/50以上) | |
| (13) 擁壁の断面図(1/50以上) | |
| (14) 道路縦断面図(1/50以上) | |
| (15) 道路横断面図(1/50以上) | |
| (16) 排水施設縦断面図(1/500以上) | |
| (17) 排水施設構造図(1/50以上) | |

協 定 書

第 号

第1条 多治見市(以下「甲」という。)と開発事業者(以下「乙」という。)との間で、乙が行う第3条の開発事業につき、多治見市土地開発指導要綱(平成2年告示第54号。以下「指導要綱」という。)第5条に基づいて次のとおり協定する。

第2条 乙は、当該開発事業の施行に当たっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)、その他関係法令及び指導要綱を遵守し、万一当該開発事業に起因して利害関係人等との間に紛争の生じたときは、原則として乙の責任において解決するものとする。

第3条 乙が行う開発事業の概要は次のとおりとする。

- 1 施行場所
多治見市
- 2 施行目的
(区画 棟 戸)
- 3 施行面積
実測 m² (公簿 m²)
- 4 施行期間
年 月 日から 年 月 日まで

第4条 乙が行う開発事業の計画概要は、別添図面のとおりにする。

第5条 乙は、当該開発事業に着手したときは、甲にその旨を届け出なければならない。

第6条 乙は、当該開発事業が竣工したときは、甲にその旨を届け出、甲の竣工検査を受けなければならない。

第7条 乙は、当該開発事業の内容を変更しようとするときは、事前に甲と協議しなければならない。

第8条 当該開発事業に係る施設等の維持管理については、別紙「施設等の協議結果書」のとおりにする。

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

別紙
施設等の協議結果書

施設等の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	摘要

着 工 届

多治見市長 様

住 所
 事業者
 氏 名

印

多治見市土地開発指導要綱第6条第2項に基づき、次のとおり届け出ます。

開 発 事 業 名	
開発区域の位置	多治見市
開発区域の面積	m ²
住所 工事施工者 氏名	TEL () -
住所 現場施工管理者 氏名	TEL () -
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事着工年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
備 考	

設計協議変更申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所
 事業者 氏 名 ㊟
 TEL() -

多治見市土地開発指導要綱第7条第1項の規定により、次のとおり協議します。

設計者住所・氏名	㊟ TEL() -			
工事施工者住所・氏名	TEL() -			
開発事業名				
開発事業の目的				
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号			
変更に係る事項	変更前		変更後	
開発区域の位置				
開発区域の面積	m ²		m ²	
関連公共施設	1. 道 路	L = m A = m ²	L = m A = m ²	
	2. 公 園	ヶ所 m ²	ヶ所 m ²	
	3. 遊 園・広 場	ヶ所 m ²	ヶ所 m ²	
	4. 緑 地	自然緑地	m ²	自然緑地 m ²
		造成緑地	m ²	造成緑地 m ²
	5. 河 川・水 路	m ²		
	6. 消 防 施 設	消火栓	ヶ所 m ²	消火栓 ヶ所 m ²
		防火水槽	ヶ所 m ²	防火水槽 ヶ所 m ²
	7. 給 水 の 方 法			
8. 汚 水 処 理 の 方 法		集中合併 ヶ所 m ²	集中合併 ヶ所 m ²	
		処理施設	処理施設	
9. 下 水 道 施 設	m ²		m ²	
関連公益施設	1. 集 会 施 設	ヶ所 m ²	ヶ所 m ²	
	2. 一 般 廃 棄 物 ・ 資 源 集 積 施 設	ヶ所 m ²	ヶ所 m ²	
	3. そ の 他 (学校、保育所、上水道施設等)	種類 合計 m ²	種類 合計 m ²	
	変更前	変更後	※ 受 付 欄	
宅地の面積	区画 m ²	区画 m ²		
1区画当り平均面積	m ²	m ²		
予定建築物の用途				
予定建築物の棟数・戸	棟 戸	棟 戸		

		変 更 前		変 更 後		
利害関係者等との協議	1. 市 民 組 織					
	2. 農 業 関 係 者					
	3. 水 利 関 係 者					
	そ の 他					
法令に基づく規制・制限	1. 都 市 計 画 法	市街化区域	m ²	市街化区域	m ²	
		(用途地域)		(用途地域)		
		市街化調整区域	m ²	市街化調整区域	m ²	
	2. 宅 地 造 成 等 規 制 法			m ²		
	3. 砂 防 法			m ²		
	4. 森 林 法			m ²		
	そ の 他			m ²		
工 事 の 概 要	1. 切土盛土する土地の面積				m ²	
	2. 切土盛土の土量	切 土			m ³	
		盛 土			m ³	
	3. 擁壁		番号	構 造	高 さ	延 長
		変更前			m	m
		変更後			m	m
		変更前			m	m
		変更後			m	m
	4. 排水施設		番号	種 類	内法の寸法	延 長
		変更前			cm	m
		変更後			cm	m
		変更前			cm	m
		変更後			cm	m
	5. がけ面の保護の方法					
	6. 工事中の危険防止対策					
7. そ の 他 の 措 置						
8. 工事着工予定年月日		年 月 日				
9. 工事完了予定年月日		年 月 日				
そ の 他 必 要 な 事 項						

注 1 : ※印のある欄は記入しないこと。

注 2 : 変更のない事項については、従前の内容を「変更前」欄にそのまま記載し「変更後」欄は削除すること。

添付書類

- 1 変更理由書(変更に至った理由を変更項目ごとに具体的に記載すること。)
- 2 位置図
- 3 区域図
- 4 変更に係る書類
- 5 変更に係る図面

設計協議変更届

年 月 日

多治見市長 様

住 所
事業者 氏 名 ⑩
TEL() -

多治見市土地開発指導要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

協定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
開 発 事 業 名		
開 発 事 業 の 目 的		
開 発 区 域 の 位 置		
開 発 区 域 の 面 積	㎡	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
工 期	年 月 日～年 月 日	年 月 日～年 月 日
工事施工者住所・氏名		
設計者住所・氏名		
そ の 他		
変 更 の 理 由	※ 受 付 欄	

注1：「変更の理由」欄には変更に至った理由を変更項目ごとに具体的に記載すること。

注2：変更に係る事項は該当するもののみ記入すること。

注3：※印のある欄は記入しないこと。

添付書類

- 1 変更に係る書類
- 2 変更に係る図面

事業の廃止、中断、再開届

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者

氏 名

㊞

多治見市土地開発指導要綱第7条第3項により、次のとおり届け出ます。

協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止、中断又は再開年月日	年 月 日 廃止 中断 再開
中 断 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止、中断又は再開の理由	
廃 止 又 は 中 断 時 の 工 事 進 捗 状 況	
防 災 措 置	
備 考	

注：廃止、中断、再開のうち該当するものに丸印をつけること。

添付書類

- 1 廃止又は中断時の写真
- 2 防災措置に係る図面

変更協定書

第 号

第1条 多治見市(以下「甲」という。)と開発事業者(以下「乙」という。)は、多治見市土地開発指導要綱第7条第6項に基づき、平成 年 月 日協定書第 号(以下「 号の協定」という。)の一部を変更し、次のとおり協定する。

第2条 乙が行う開発事業の概要は次のとおりとする。

- 1 施行場所
多治見市
- 2 施行目的
(区画 棟 戸)
- 3 施行面積
実測 m² (公簿 m²)
- 4 施行期間
年 月 日から 年 月 日まで

第3条 乙が行う開発事業の計画概要は、別添図面のとおりにする。

第4条 当該開発事業に係る施設等の維持管理については、別紙「施設等の協議結果書」のとおりにする。

第5条 乙は、本協定による内容のほか、第 号の協定内容を遵守すること。

上記協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙

別紙
施設等の協議結果書

施設等の名称	位置	規模及び概要	管理者となる者	摘要

地位承継承認申請書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

地位譲受者

氏 名

印

多治見市土地開発指導要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
住 所 地位譲渡者 氏 名	印
承 継 理 由	
※承認通知欄	<p>上記のとおり承認する。</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>多治見市長 印</p>

注：※印のある欄は記入しないこと。

添付書類

- 1 戸籍謄本(法人の場合は履歴事項全部証明書)
- 2 公図の写し
- 3 開発区域に係る土地の全部事項証明書
- 4 開発区域の土地の所有者及びその他の権利者の同意書、印鑑証明書並びに区域外の民有地で排水施設を設置する等造成後更に区域外に及ぼす影響があると認められる土地の所有者及びその他の権利者の同意書

地位承継届

年 月 日

多治見市長 様

住 所

地位承継者

氏 名

印

多治見市土地開発指導要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
住 所 地位譲渡者 氏 名	
地 位 承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

添付書類 戸籍謄本(法人の場合は履歴事項全部証明書)

竣工検査申請書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者

氏 名

印

多治見市土地開発指導要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請いたします。

開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	m ²
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 着 工 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

添付書類

- 1 確定測量図
- 2 工事着手前、工事中及び完了後の写真
- 3 関連公共施設及び関連公益施設の完成写真
- 4 その他特に指定する写真

検 査 済 証

第 号
年 月 日

多治見市長



次の開発事業は、検査の結果竣工と認めたので多治見市土地開発指導要綱第10条第2項の規定により、検査済証を交付する。

事業者の住所・氏名	
開 発 事 業 名	
開 発 区 域 の 位 置	多治見市
開 発 区 域 の 面 積	㎡
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
竣 工 検 査 年 月 日	年 月 日
手直し等指示年月日	年 月 日
手直し確認年月日	年 月 日
予定建築物等の用途	
備 考	

管理予定者との協議書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者

氏 名

Ⓔ

地内で行う多治見市土地開発指導要綱に基づく開発事業に関する工事により設置される施設等の管理について、同要綱第11条第2項の規定により、次のとおり協議します。

施設等の 名 称	位 置	規模及び概要	管理者と なる者	移 管 の 内 容

注1：関連公共施設及び関連公益施設の全てについて記載すること。

注2：「移管の内容」欄は、多治見市土地開発指導要綱別表の「施設等の管理計画書」に準じ記載すること。

施設等の移管検査申請書

年 月 日

多治見市長 様

事業者 住 所

氏 名

⑩

TEL() - 担当者

次の施設を多治見市土地開発指導要綱第11条第5項に基づき市へ移管しますので申出します。併せて同施設の検査をお願いします。

開 発 事 業 名	
所 在 地	多治見市
施 設 の 名 称	道路・水路・沈砂池・調整池・公園・児童遊園・緑地 法面・集会所・下水道施設・防火水槽・その他 ()
協定年月日及び番号	年 月 日 第 号
市の検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号

- 7 電柱・支線外灯調査【公園、児童遊園、広場、地内に設置されているものについて、電柱番号、支線及び外灯については引込電柱の番号、外灯のワット数(メーター、定額制の別)を調査して公園、児童遊園、広場の台帳に記入する。】
 - 8 写真【公園、児童遊園、広場の全景及び主要施設(カラー、A3台紙に貼付1部)】
 - 9 公園、児童遊園、広場の台帳【電磁的記録(電子的方式磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により提出(dwg、dxf、pdf形式)】
- 緑地、造成法面の場合(検査済証交付2年後)……………緑化公園課
- 1 確定測量図(所在地を塗色すること。)
 - 2 雨水排水平面図
 - 3 関係施設構造図【電磁的記録により提出(dwg、dxf、pdf形式)】
 - 4 緑地の台帳【電磁的記録により提出(dwg、dxf、pdf形式)】
- 集会所の場合(別途協議した時期)……………総務課
- 1 建築設計図
- 下水道施設の場合(検査済証交付まで又は汚水処理施設の移管時)……………下水道課
- 1 汚水排水竣工平面図【公設汚水桝の位置を合わせて明示すること。】
〈図面及び電磁的記録により提出(dwg、dxf形式) 縮尺1/500〉
 - 2 汚水排水竣工縦断図
〈図面及び電磁的記録により提出(dwg、dxf形式) 縮尺縦1/100 横1/1,000〉
 - 3 関係施設構造図
 - 4 下水道施設台帳【別途指示の様式による】
- 防火水槽の場合(検査済証交付まで)……………予防警防課
- 1 防火水槽用地竣工平面図【防火水槽の配置も合わせて明示すること。】
〈縮尺1/100以上〉
 - 2 防火水槽構造図
〈縮尺1/50以上〉
 - 3 施工調書【施工業者名及び工事費を記載したもの】

注：申請書は2部(正・副)提出すること。ただし、特別指示がある場合以外は、副本には共通事項のみの添付でよい。なお、副本は施設等移管検査結果通知書(別記様式第15号)を添えて返却する。

施設等移管検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

多治見市長



施設等の検査結果について、多治見市土地開発指導要綱第11条第6項の規定により、次のとおり通知します。

1 移管する施設

2 所在地

3 立会人 市側

業者側

4 検査年月日

5 検査結果

関連公共施設の帰属申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者

氏 名

印

次の土地を多治見市土地開発指導要綱第11条第7項に基づき市へ帰属いたします。

1 開発事業名

2 帰属する土地

用 途	地 目	位置(土地の表示)	面 積

添付書類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 登記承諾書 | 2 通 |
| 2 印鑑証明書 | 1 通 |
| 3 法人の現在事項全部証明書 | 1 通 |
| 4 土地全部事項証明書 | 1 部 |

添付図面

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1 位置図 | 1 部 |
| 2 公図の写し | 1 部 |
| 3 申出地の測量図(A3) | 1 部 |
| 4 道路台帳用平面図等(道路の帰属申出の場合) | 1 部 |

注1： 登記に要する諸費用は事業者の負担とする。

注2： 都市計画法に基づく開発行為以外で設置された関連公共施設は別記様式第17号によること。

関連公益施設の寄附申出書

年 月 日

多治見市長 様

住 所

事業者

氏 名

印

次の不動産を多治見市土地開発指導要綱第 11 条第 7 項に基づき市へ寄附いたしますので採納されますようお願いいたします。

1 開発事業名

2 寄附する不動産

用 途	地 目	位置(不動産の表示)	面 積

添付書類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 寄附証書 | 2 通 |
| 2 登記承諾書 | 2 通 |
| 3 印鑑証明書 | 1 通 |
| 4 法人の現在事項全部証明書 | 1 通 |
| 5 土地全部事項証明書 | 1 部 |

添付図面

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1 位置図 | 1 部 |
| 2 公図の写し | 1 部 |
| 3 申出地の測量図(A 3) | 1 部 |
| 4 道路台帳用平面図等(道路の寄附申出の場合) | 1 部 |

注 1 : 登記に要する諸費用は事業者の負担とする。

土 地 の 一 筆 調 書

土地の所在地番	土 地 に 関 する 事 項								その他特記事項
	地目		面積		所有権者の住所・氏名	土地取得等の方式	所有権以外の権利		
	登記簿	現況	登記簿	実測			権利の種類	権利者の住所・氏名	
合計(筆)									

- (注) 1 「土地の所在地番」欄には、利用目的に係る土地の全部について一筆ごとに記載すること。
 2 「土地取得等の方式」欄には、自己用地、売買予定、造成協力、賃貸借の別を記載すること。
 3 土地の一部が開発区域に含まれる筆については「その他特記事項」欄に「一部」と記載すること。

改正

平成4年3月21日告示第19号
平成6年3月14日告示第15号
平成8年3月11日告示第22号
平成10年3月24日告示第30号
平成12年3月27日告示第40号
平成13年9月26日告示第172号
平成15年3月24日告示第34号
平成17年3月3日告示第52号
平成17年3月3日告示第53号
平成17年11月15日告示第287号

最終改正

平成25年1月28日告示第22号

目次	
第1 総則	
1 趣旨	
2 準用規定	
3 土地利用計画との適合	
4 災害の防止	
5 公害等の防止	
6 自然環境の保全	
7 農林水産対策	
8 文化財の保護	
第2 公共施設	
1 道路	
2 公園、広場及び緑地	
3 造成法面	
4 排水施設	
5 公共下水道	
6 汚水処理施設	
7 消防	
第3 公益施設	
1 教育施設等	
2 集会施設	
3 一般廃棄物及び資源集積施設	
4 防災行政無線施設	
5 駐車場	
6 上水道	
7 その他の公益施設	
附則	
別表	
様式	

第1 総則

1 趣旨

この基準は、多治見市土地開発指導要綱（平成2年告示第54号）第4条第3項第5号及び第4条の2第3項の規定に基づき、事前協議及び設計協議における関連公共施設及び関連公益施設の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 準用規定

この基準において定めのない事項は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条及び第34条による開発許可基準、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条による技術的基準、森林法（昭和26年法律第249号）、採石法（昭和25年法律第291号）、砂防法（明治30年法律第29号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）、岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成18年岐阜県条例第47号）、岐阜県環境影響評価条例（平成7年岐阜県条例第10号）、ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱（平成5年8月30日岐阜県公示）、岐阜県宅地開発指導要領（岐阜県発行）、多治見市環境基本条例（平成10年条例第20号）、多治見市中高層建築物等の事業計画に関する要綱（平成20年告示第12号）並びに多治見市福祉環境整備指針（平成16年告示第66号）を準用するほか、市長と事業者が協議して定めるものとする。

3 土地利用計画との適合

事業者は、開発事業を行おうとする地域が国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定により定められた多治見市計画等の土地利用計画及び多治見市総合計画並びに都市計画法第7条の規定による市街化区域と市街化調整区域との区分その他の都市計画に適合しているかどうかを検討し、次の事項に留意して計画を立てなければならない。

（1）建築協定及び緑地協定

事業者は、開発事業を行おうとするときは、多治見市建築協定条例（昭和58年条例第12号）第2条に基づく建築協定及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条に基づく緑地協定を締結するよう努めるものとする。

（2）地区計画

市長が必要と認めた開発区域については、都市計画法第12条の4に基づく地区計画を定めるものとし、事業者はその策定等について協力しなければならない。

4 災害の防止

（1）事業者は、工事の施工に当たって防災工事（仮設工事を含む。）を先行し、崖崩れ、土砂の流出、地滑り、出水等の災害が発生しないよう適正な措置を講じなければならない。

（2）事業者は、開発区域周辺の建物及び住民並びに開発区域周辺を通行する者に対して危害が生じないよう適正な措置を講じなければならない。

（3）事業者は、工事の施工に当たって火災その他の緊急災害に対処できる措置を講じておかなければならない。

（4）事業者が土砂採取を目的とした事業を施行しようとする場合の最終法面の処理は、法令に定めがある場合を除き、岐阜県宅地開発指導要領の技術基準を準用しなければならない。この場合において、原則として工事完了後の土地の全部を森林に復さなければならない。

（5）事業者が残土等の処分のみを目的とした事業を施行しようとする場合の最終法面の処理は、法令に定めがある場合を除き、岐阜県宅地開発指導要領の基準を準用しなければならない。この場合において、原則として工事完了後の土地の全部を森林に復さなければならない。

（6）事業者は、工事を廃止又は中断しようとするときは、当該工事の廃止又は中断に伴う災害の防止、自然の回復その他必要な措置を講じなければならない。

5 公害等の防止

- (1) 事業者は、開発事業により生ずる汚濁水については、開発区域内に必要な施設を設け、浄化し、放流先河川の水質の保全に努めなければならない。
- (2) 事業者は、開発事業により発生する騒音、振動、砂じん等については、周辺住民の日常生活に迷惑を及ぼさないよう発生の防止に努めるとともに、周辺住民に対して作業の内容、作業期間及びそれらの防止方法等について説明し、周知しなければならない。
- (3) 事業者は、開発区域周辺に現存する騒音、臭気、その他の公害発生源によって当該開発区域内に生ずる悪影響を防除するための措置を講じなければならない。
- (4) 事業者は、開発区域周辺の保育所、幼稚園、学校、集会所等の公益的施設の安全確保に努めるとともに、支障が生じないような措置を講じなければならない。
- (5) 事業者は、開発事業により生ずる廃棄物については、開発区域内で焼却処分を行ってはならない。

6 自然環境の保全

- (1) 事業者は、開発区域内及びその周辺の自然環境に関し知見を有する市民との協議等を行うことにより、現状の動植物の生息及び生育状況並びに湿地、池泉等の自然環境を把握し、それらを保全するものとする。
- (2) 事業者は、特に開発により生じた法面には、張芝、植樹等を施し、風致を損なわないようにし、自然の恵みを楽しむよう考慮しなければならない。
- (3) 事業者は、農薬等の使用により用水及び飲料水の水源に悪影響を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

7 農林水産対策

事業者は、開発事業により、農林水産業に悪影響を与えるおそれがある場合には、これらを未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

8 文化財の保護

事業者は、事前に埋蔵文化財確認申請書（別記様式第1号）を多治見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、開発区域内において埋蔵文化財等を確認したときは、現状保存を前提とした保存計画書を作成し、保存方法及びその敷地の移管について、教育委員会及び関係機関と協議しなければならない。

第2 公共施設

1 道路

(1) 道路計画

開発区域及びその周辺の道路網は、土地利用計画に基づき交通の質並びに自動車及び歩行者の交通動態を推定し、総合的に計画するものとし、事業者は、開発区域内に、又は隣接して、都市計画決定された道路若しくは新設、改良を要する道路があるときは、それに適合するように計画を立てなければならない。

(2) 道路の種類

開発区域内の道路の種類は、表一1のとおりとする。

道路の種類	道路構造令の基準		摘要
	種別・級別	計画交通量 (台/日)	
主要幹線道路 幅員18m以上	4種1級	10,000以上	自動車の交通量が特に著しく、区域外への集約的役割を有する道路
幹線道路 幅員12m～18m	4種2級	4,000以上 10,000未満	開発区域の骨格となるもので近隣住区を形成する道路及び住区内主要道路
補助幹線道路 幅員9m～12m	4種3級	500以上 4,000未満	開発区域の近隣分区又は隣保区を形成し、幹線道路に連絡する道路
区画道路 幅員6m～9m	4種4級	500未満	開発区域の区画を形成し、各区画の交通の用に供する道路
歩行者、自転車専用道路 幅員4m以上			専ら歩行者、自転車の通行の用に供する道路

注1 補助幹線道路において両側歩道設置の場合は幅員10m以上とすること。

注2 近隣住区、近隣分区、隣保区の定義は、岐阜県宅地開発指導要領による。

(3) 道路の幅員

開発区域内の道路幅員は、表一2に掲げる数値以上とする。

表一2 (単位m)

開発面積	主要幹線道路	幹線道路	補助幹線道路	区画道路
0.3ha未満				6 注1
0.3ha以上1ha未満				6
1ha以上5ha未満			9	6
5ha以上20ha未満			9	6
20ha以上40ha未満		12	9	6
40ha以上60ha未満	18	16	12	6
60ha以上	20	18	16	6

注1 開発面積が小規模で、かつ、道路が小区間の場合の道路の幅員については、開発区域に係る土地利用の目的、開発区域周辺の土地の地形及び利用形態並びに想定される発生交通量等に照らして、上表によることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業の効率上支障がないと認められるときは、区画道路の幅員を4m以上とすることができる。

注2 1区画面積が1,000㎡以上で、主として住宅以外の建築を目的とする敷地には、9m以上の道路が接するように道路を配置すること。

(4) 道路の形態

ア 道路は、原則として袋路状としないこと。ただし、開発区域の地形、又は街区構成上やむを得ない場合で、避難上支障がない場合は、区画道路を袋路状とすることができる。

イ 袋路状道路を設ける場合は、終端を開発区域の境界まで延長すること。ただし、開発区域の隣接地が河川、線路敷地、がけ地等になっており、地形の状況等から周辺の道路と将来接続される可能性が極めて低い場合は、この限りでない。

ウ 袋路状道路の終端には転回広場を設置すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(ア) 袋路状道路の終端を開発区域の境界まで延長する場合で、袋路状道路の幅員が6メートル以上、かつ、延長が55メートル以内のとき

(イ) その他、道路管理者が不要と認めた場合

エ 転回広場の設置形状については、岐阜県宅地開発指導要領によること。

オ 道路は、階段状としないこと。ただし、歩行者専用道路等で、通行上及び消防活動上支障のない場合は、この限りではない。

カ 道路の敷地内に、電柱等の通行上支障となる工作物を設置しないこと。

キ 開発事業により設置される道路のうち、市長が必要と認めた区画道路等については、自動車の速度を低下させる手法を積極的に活用し歩行者等の優先空間を整備するよう努めること。

(5) 接続先道路等の幅員

開発区域外との接続道路の幅員は、開発区域の主たる道路の幅員と同一とし、開発区域内の主要な道路又は開発区域内に新たに道路が整備されない場合の敷地は、開発区域の規模、事業の目的により表一3に掲げる数値以上の幅員を有する区域外の既存道路に接続又は接しなければならぬ。ただし、基準値に満たない場合は事業主自ら基準値幅員が満たされる道路まで拡幅すること。なお、開発区域外の既存道路の幅員のとらえ方については、岐阜県宅地開発指導要領によること。

表一3

開発面積	道路の区分	主として住宅の用に供する目的で行う開発行為		その他開発行為		
		必要とされる既存道路の道路幅員	開発に伴い必要とされるセットバック等	必要とされる既存道路の道路幅員	開発に伴い必要とされるセットバック等	
0.3ha未満	接する道路 (注1) 及び	戸建住宅	4m以上	既存道路の幅員が6m未満の場合は、既存の道路中心線から水平距離3m以上後退した線までを開発に伴う道路とする。ただし、当該道路の対面に中心線から3m以上拡幅の余地がない場合(注5)は、道路拡幅可能線から6m後退した線までを開発に伴う道路とすること。	4m以上 (注6)	既存道路の幅員が6m未満の場合は、既存の道路中心線から水平距離3m以上後退した線までを開発に伴う道路とする。ただし、当該道路の対面に中心線から3m以上拡幅の余地がない場合(注5)は、道路拡幅可能線から6m後退した線までを開発に伴う道路とすること。
		共同住宅	6m以上 (注3)			
0.3ha以上 0.6ha未満	接続先道路 (注2)	戸建住宅	5m以上	既存道路の幅員が9m未満の場合は、既存の道路中心線から水平距離4.5m以上後退した線までを開発に伴う道路とする。ただし当該道路の対面に中心線から4.5m以上拡幅の余地がない場合(注5)は、道路拡幅可能線から9m後退した線までを開発に伴う道路とすること。	6.5m以上 ただし、歩行者の安全、利便等を必要とする場合(注7)は9m以上	
		共同住宅	6m以上 (注4)			
0.6ha以上	接する道路 (注1)	6m以上		接する道路の取扱いに同じ	接続先道路に接する開発区域にあっては、接する道路の取扱いに同じ。	
	接続先道路 (注2)	6.5m以上 (開発面積1.0ha未満は6m以上)				

- 注1 上表において「接する道路」とは、都市計画法施行令（昭和44年政令158号）第25条第2号に規定する道路をいい、開発事業に伴い道路が設置されない場合で、敷地が直接接する開発区域外の既存道路のことをいう。
- 注2 上表において「接続先道路」とは、都市計画法施行令第25条第4号に規定する道路をいい、開発事業に伴い道路が設置される場合で、開発区域内の主要な道路が接続することとなる開発区域外の既存道路のことをいう。
- 注3 共同住宅を目的とした開発面積が0.3ha未満の開発事業にあつては、3階以下かつ20戸以下の場合には4m以上、5階以下かつ40戸以下の場合には5m以上とすることができる。
- 注4 共同住宅を目的とした開発面積が0.3ha以上0.6ha未満の開発事業にあつては、5階以下かつ40戸以下の場合には5m以上とすることができる。
- 注5 拡幅の余地がない場合とは、既存道路の対面がけ地、河川、線路敷地その他これに類するものに接している場合をいう。
- 注6 開発面積が0.3ha未満であっても、物販店舗、第1種特定工作物（アスファルトプラント、クラッシャープラント）等のように交通量の増加をもたらし、その影響が大きいものは、別途協議すること。また、中・高層建築物が予定される場合は消防活動にあたり、周辺道路の状況（角切り等）を検討し、支障がないと認められること。
- 注7 開発面積が0.3ha以上で、歩行者の安全、利便等を必要とする場合としては次のような施設が該当する。
- (1) スーパー、デパート等
 - (2) 立体駐車場、トラックターミナル等
 - (3) 劇場、映画館、演芸場等
 - (4) ホテル、結婚式場等
 - (5) ボーリング場、スケート場等
 - (6) 大規模な工場、流通業務施設等
 - (7) 病院
 - (8) その他上記に準ずる施設
- 注8 住宅以外を目的とした0.3ha以上の開発事業において、接続先道路又は接する道路の幅員の一部が9m未満であっても、次のような道路整備上の都合による場合等で、車両及び歩行者の通行に支障がない場合は、道路管理者と協議の上判断すること。
- (1) 道路改良計画の設計上、道路構造令の規定により路肩幅を縮小している場合。
 - (2) バイパス計画等により、旧道を歩道として利用するため、歩道と車道が一部分離する場合。
 - (3) 道路改良工事の実施上の都合により、歩道部分の施工が改良計画通り実施されていない場合。
- 注9 接続先道路及び接する道路の必要な延長（接続先終点）については、表-3の幅員基準を満たす国道、県道又は主要な市道との交差点までの区間を原則とする。ただし、周辺の通行状況等を勘案した上で途中分岐点における交通分散を考慮できるものとする。なお、交通分散が認められる道路の幅員は4m以上とし、道路管理者と協議のうえ判断すること。
- 注10 既存道路が通学路に指定されている場合又は大規模な公共施設等の周辺の既存道路で、特に歩道の設置が必要と認められるときは、道路管理者と協議のうえ当該道路に歩道を設置すること。
- 注11 従前から既存建築物が存在し、宅地利用がなされていた土地における開発事業で、開発面積が1ha未満、かつ、予定建築物等の用途が住宅（共同住宅を目的とした開発事業にあつては、5階以下かつ40戸以下のものに限る。）であつて、開発区域周辺の道路整備状況を勘案して、既存道路の交通に与える影響が軽微であり、かつ、発生交通量並びに車両及び歩行者の交通動態が従前と大きく変わらない場合で、車両及び歩行者の通行に支障がないときは、この表の規定にかかわらず、接続先道路又は接する道路の幅員を5m以上とすることができる。ただし、大型車両の発生交通量を勘案し、道路管理者と協議のうえ緩和の適否を判断すること。
- 注12 主要な道路以外の接する道路については、既存の道路中心から水平距離3m以上後退すること。ただし、当該道路の対面に中心線から3m以上拡幅の余地がない場合（注5）は、道路拡幅可能線から6mを後退した線までを開発に伴う道路とすること。なお、当該道路周辺の地形、土地利用等を考慮して、特に拡幅の必要がないと認められる場合はこの限りでない。
- 注13 自己の居住用住宅を目的とする開発事業については、上表は適用しない。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合すること。
- 注14 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しない開発事業については、原則として上表の規定は適用しない。ただし、別途道路管理者と協議すること。
- 注15 上表に定めのないものについては道路管理者及び開発許可権者と協議すること。

(6) 歩道、歩行者専用道路、緑道の設置

- ア 開発事業により設けられる幅員9メートル以上の道路は、縁石又は柵その他の工作物で歩道と車道が分離されていること。
- イ 交差点又は横断歩道の付近において、歩道と車道との段差がある場合は、バリアフリーに配慮し、斜路を設け、必要に応じて点字ブロック等の施設を設置しなければならない。
- ウ 歩行者専用道路、緑道、自転車専用道路の幅員は4メートル以上とし、ポール、チェーン等で自動車及び原動機付自転車の交通を遮断し、歩行者の安全を確保すること。
- エ 歩行者専用道路、緑道で階段を設ける場合は、必要に応じて斜路等を設け、利用しやすい構造とすること。
- オ 緑道の緑化面積率は、70パーセント以上とすること。
- カ 歩行者専用道路は、舗装すること。

(7) 交通安全施設

- ア 崖面又は河川若しくは水路等に面する道路には、防護柵を設置しなければならない。
- イ 道路の主要な交差点には、岐阜県公安委員会と協議のうえ、信号機又は横断歩道等を設置しなければならない。
- ウ 交通安全上必要な場所には、道路区画線、道路標識、反射鏡、道路照明灯を設置しなければならない。

(8) 防犯灯

防犯上必要な場所には防犯灯を設置しなければならない。

(9) 道路の構造

- ア 設計
 - 道路の設計でこの基準に定めのない事項は、すべて道路構造令により施行しなければならない。
- イ 道路の勾配
 - 道路の横断勾配、縦断勾配及び交差点取付部延長は道路種別により表一4のとおりとすること。

表一4

区分	横断勾配 (%)	縦断勾配 (%)	交差点取付部縦断勾配2.5%以下の 区間延長 (m)
主要幹線道路	2.0	6.0以下	40以上
幹線道路	2.0	6.0以下	35以上
補助幹線道路	2.0	7.0以下	15以上
区画道路	1.5	9.0以下	6以上

注1 区画道路にあつては、地形上やむを得ないもので交通安全上支障のない場合には、小区間に限って縦断勾配を12%以下までに緩和することができる。

注2 交差点取付部の縦断勾配2.5%以下の区間延長は、角切り部の延長を含まないこと。

ウ 道路の角切り

開発区域内の道路が同一平面で交差、接続又は屈曲している部分には、表一5に掲げる長さの角切りを設けること。

表一5 (単位m)

道路幅員	40m	30m	20m	15m	12m	9m	6m	4m
40m	12	10	10	8	6(5)			
	15	12	12	10	8(6)			
	8	8	8	6	5(4)			

30m		10 12 8	10 12 8	8 10 6	6(5) 8(6) 5(4)	5 6 4		
20m			10 12 8	8 10 6	6(5) 8(6) 5(4)	5 6 4	5(4) 6(5) 4(3)	
15m				8 10 6	6(5) 8(6) 5(4)	5 6 4	5(4) 6(5) 4(3)	
12m					6(5) 8(6) 5(4)	5 6 4	5(4) 6(5) 4(3)	
9m						5 6 4	5(4) 6(5) 4(3)	3 4 2
6m							5(4) 6(5) 4(3)	3 4 2
4m								3 4 2

注1 上段 交差角60°～120° 中段 交差角60°未満 下段 交差角120°以上

注2 幅員6m以下の道路で地形等によりやむを得ず片側しか角切りが確保できない場合は、1m以上を加算した角切り長さを確保すること。

注3 歩道を有する道路で歩道を取り除くことにより上表の角切り長さが確保できる場合は、街角を取り除く必要はない。

注4 角切りは、斜長を示し、角切部は二等辺三角形としなければならない。ただし、曲線にて設置する場合は、接線長とする。

注5 都市計画法第32条第2項に規定する協議により、認めた場合は括弧書を限度として緩和することができる。ただし、注2の場合は括弧書を適用しない。

エ 道路の側溝

(ア) 道路の両側には側溝（最小断面300ミリメートルとする。ただし、歩行者専用道路等については240ミリメートルまで緩和することができる。）を設けること。また、横断側溝は、管理予定者が必要と認める場合以外は、原則として設置しないこと。

(イ) 道路の側溝には、すべて蓋を布設すること。この場合において、縦断側溝には10メートルに1枚以上鋼製格子蓋（細目）を布設すること。また、横断側溝には全部鋼製格子蓋（細目）（騒音防止用ボルト固定）を布設すること。

(ウ) 側溝の合流部分及び60度以上の屈曲部分には、鋼製格子蓋付の集水柵を設けること。集水柵の内法は、原則として450ミリメートル四方以上の角型とし、泥溜め深さを15センチメートル以上確保すること。

(エ) 側溝の基礎はコンクリートとすること。

(オ) 側溝の構造は、別表第1のとおりとすること。

(カ) 集水柵は原則として雨水浸透式集水柵とし、その構造は別表第1のとおりとすること。ただし、地形、土質により不相当と思われる場所は、この限りでない。

オ 舗装の構造

道路の種類別の交通量の区分は、表一6のとおりとする。舗装は、アスファルト舗装を原則とし、表層厚は5センチメートル以上で、設計に際しては、表一7(a)～(c)を標準としなければならない。ただし、住宅の用に供する目的以外の開発事業については、現地の状況に応じ市長が指示するものとする。

表一 6

道路の種類	主要幹線道路	幹線道路	補助幹線道路	区画道路
交通量の区分	B	A	A	L

注 交通量の区分は、アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会発行）による。

L交通

表一 7 (a) (単位cm)

設計 C B R	表層+基層 混合物	上層路盤		下層路盤 クラッシャー ーラン	T A	合計厚
		安定処理	粒度調整			
2以上	5	---	15	30	17	50
3以上	5	---	15	20	15	40
4以上	5	---	15	15	14	35
6以上	5	---	10	15	12	30
8以上	5	---	10	10	11	25

A交通

表一 7 (b) (単位cm)

設計 C B R	表層+基層 混合物	上層路盤		下層路盤 クラッシャー ーラン	T A	合計厚
		安定処理	粒度調整			
2以上	5	---	25	30	21	60
3以上	5	---	20	30	19	55
4以上	5	---	20	25	18	50
6以上	5	---	15	25	16	45
8以上	5	---	10	25	14	40
12以上	5	---	10	20	13	35

B交通

表一 7 (c) (単位cm)

設計 C B R	表層+基層 混合物	上層路盤		下層路盤 クラッシャー ーラン	T A	合計厚
		安定処理	粒度調整			
2以上	10	---	30	35	29	75
3以上	10	---	25	30	26	65
4以上	10	---	15	35	24	60
6以上	10	---	10	30	21	50
8以上	10	---	15	15	19	40
12以上	10	---	10	15	17	35

表一 7 (a) ~ (c) に基づかない場合は、表一 7 (d) によるものとする。

表一 7 (d) (単位cm)

交通量の区分	表層+基層 混合物	上層路盤		下層路盤 クラッシャー ーラン	T A	合計厚
		安定処理	粒度調整			
L交通	5	---	15	15	14	35
A交通	5	---	20	25	18	50
B交通	10	---	15	35	24	60
歩道	5	シールクート	12	—	—	17
歩道 (乗入部)	5	シールクート	25	—	—	30

(10) 道路の境界

道路敷地の境界には、本市規格の境界標を設置しなければならない。

2 公園、広場及び緑地

(1) 公園、広場及び緑地の計画

- ア 事業者は、開発区域内にその合計面積が開発面積の3パーセント以上（開発面積が5ヘクタール以上の場合は表一8に掲げる開発面積に対する比率以上）の公園（児童遊園、街区公園、近隣公園又は地区公園をいう。以下同じ。）、広場又は緑地を設置しなければならない。ただし、次の（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する場合はこの限りでない。
- （ア）開発面積が0.3ヘクタール未満の開発事業
 - （イ）自己の居住の用に供する住宅を目的とした開発事業
 - （ウ）建築物の建築を目的としない開発事業

イ 予定建築物の用途が住宅の場合は、施設の種類を公園に限定するものとする。ただし、公園の合計面積が開発面積の3パーセントを超えた部分は、公園に替えて広場又は緑地とすることができる。

ウ 予定建築物の用途が住宅以外の場合は、公園に替えて広場又は緑地とすることができる。

(2) 公園、広場及び緑地の設置の特例

次のいずれかに該当する場合は、都市計画法施行令第25条第6号ただし書きに該当するものとし、公園、広場及び緑地を設置しないことができる。

- ア 次のいずれかに該当する開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発事業で、開発区域内の各敷地から、第2の2の（5）に規定する公園、広場の種別に応じた誘致距離以内に、開発区域内の居住者が支障なく利用できる公園又は広場が既に確保されている場合
- （ア）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業又は都市計画法に基づく開発許可等により施行された区域内の開発事業
 - （イ）土地区画整理法に基づく土地区画整理事業又は都市計画法に基づく開発許可等によらず整備された都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園が近隣に存する土地における開発事業

イ 予定建築物の用途が住宅以外で、開発区域の面積が5ヘクタール未満、かつ、予定建築物等の用途が工場、倉庫等（店舗等の不特定多数の人が集まる建築物を除く。）で敷地が一である場合

(3) 公園計画の承認

事業者は、公園及び広場の計画に当たっては、設計協議の申出と同時に公園・児童遊園・広場計画承認申請書（別記様式第2号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(4) 公園、広場及び緑地の規模

公園、広場及び緑地の規模は、表一8に掲げる面積を標準としなければならない。

表一8

開発区域の面積	公園、広場及び緑地の規模
0.3ha以上1ha未満	公園、広場1箇所の面積は、200㎡以上とする。
1ha以上5ha未満	公園1箇所の面積は、300㎡以上とする。 広場1箇所の面積は、200㎡以上とする。
5ha以上10ha未満	1,000㎡以上の公園1箇所以上、その他の公園300㎡以上とし、かつ、公園面積の合計が開発面積の3%以上とする。 広場1箇所の面積は、200㎡以上とする。 公園、広場及び緑地の合計面積は開発面積の4%以上とする。
10ha以上20ha未満	1,000㎡以上の公園1箇所以上、その他の公園300㎡以上とし、かつ、公園面積の合計が開発面積の3%以上とする。 広場1箇所の面積は、200㎡以上とする。 公園、広場及び緑地の合計面積は開発面積の5%以上とする。

20 h a 以上30 h a 未満	2,500㎡以上の公園1箇所以上、1,000㎡以上の公園2箇所以上、その他の公園300㎡以上とし、かつ、公園面積の合計が開発面積の3%以上とする。 広場1箇所の面積は、200㎡以上とする。 公園、広場及び緑地の合計面積は開発面積の6%以上とする。
30 h a 以上60 h a 未満	2,500㎡以上の公園2箇所以上、1,000㎡以上の公園3箇所以上、その他の公園300㎡以上とし、かつ、公園面積の合計が開発面積の3%以上とする。 広場1箇所の面積は、200㎡以上とする。 公園、広場及び緑地の合計面積は開発面積の6%以上とする。
60 h a 以上	必要な公園面積の2分の1以上の公園1箇所、2,500㎡以上の公園2箇所以上、1,000㎡以上の公園3箇所以上その他の公園300㎡以上とし、かつ、公園面積の合計が開発面積の3%以上とする。 広場1箇所の面積は、200㎡以上とする。 公園、広場及び緑地の合計面積は開発面積の6%以上とする。

注1 各公園及び広場の配置については、表-9の誘致距離を考慮し配置すること。

注2 公園及び広場については、有効平場面積にて上記面積以上を確保すること。

注3 切土又は盛土により設置される造成法面については、第2の3の(1)のイの基準により、種子吹付工、樹木の植栽がされる場合は、緑地面積に算入することができる。

注4 都市計画法第33条第1項第9号又は関係法令の規定により、開発区域内において樹木の保存等を行い自然地として保全する土地は、緑地面積に算入することができる。

(5) 公園、広場及び緑地の施設

公園、広場及び緑地には、表-9に掲げる施設を設置しなければならない。

表-9

公園、広場又は緑地の種別	規模	誘致距離	施設
児童遊園	200㎡以上	80m	ブランコ、スベリ台、鉄棒、健康遊具等のうち3点以上又はコンビネーション遊具及び植樹、外周柵等を設置すること。植樹は敷地の20%以上とすること。
街区公園	1,000㎡以上	250m	ブランコ、スベリ台、鉄棒、ジャングルジム、健康遊具等のうち4点以上又はコンビネーション遊具及び植樹、外周柵等を設置すること。植樹は、敷地の30%以上とすること。
近隣公園	10,000㎡以上	500m	ブランコ、スベリ台、鉄棒、ジャングルジム、築山、健康遊具等のうち5点以上及び運動施設、植樹、外周柵等を設置すること。植樹は、敷地の50%以上とすること。
地区公園	30,000㎡以上	1,000m	近隣公園の施設及び野球場等
広場	200㎡以上	80m	植樹は、敷地の30%以上とし、必要があれば、ベンチ、張芝、外周柵等を設置すること。
緑地	—	—	樹木やグラウンドカバー等を植栽し、必要があれば、緑道を設置すること。なお、植栽密度は、10平方メートル当たり3本以上を標準とすること。

注1 1,000㎡以上の公園には、水飲み場、ベンチ、照明灯及びパーゴラ、シェルター、あずまやのうち1基を上記の他に設置すること。

注2 2,500㎡以上の公園には、上記のほか、便所を設置すること。

注3 開発区域内の各敷地から概ね150m以内に児童遊園と同等の既存公園が存在する場合（第2の2の（2）のアに該当する場合を除く。）は、児童遊園に設置する施設を「あずまや、ベンチ、パーゴラ、健康遊具等のうち3点以上及び植樹、外周柵を設置すること。植樹は、敷地の30%以上とし、シンボルツリーを設置すること。」と読み替えることができる。

注4 公園には、園名板を設置すること。

注5 その他排水施設、園路等の構造は、多治見市公園・児童遊園・緑地の整備基本方針による。

注6 あずまや、便所等の設置については事前に建築基準法第6条に基づく確認を受けること。

注7 植樹は、原則として多治見市発行「多治見の緑化樹木」によること。

（6）公園及び広場の立地条件

ア 公園及び広場は、低湿地、高圧送電線下その他利用の支障又は危険となる場所を避けて配置しなければならない。

イ 公園及び広場の形状は、園内に空地及び遊戯施設が有効に配置でき、日照を十分考慮し、雨水等を有効に排水できるようにしなければならない。

ウ 10,000平方メートル未満の公園は、平坦地としなければならない。

エ 10,000平方メートル以上の公園は、公園面積の70パーセント以上を平坦地としなければならない。なお、平坦地でない部分は、その勾配を25度以下とすること。

オ 1,000平方メートル以上の公園は、2辺以上が道路に接するようにしなければならない。また、2か所以上の出入口を配置すること。

カ 2,500平方メートル以上の公園は、原則として全周を道路、緑地等の公共公益施設に接するようにしなければならない。

キ 公園及び広場は、開発規模に応じて適切な配置をするとともに、防災上自然地として保護する必要のある用地は、緑地として保全しなければならない。

（7）公園及び広場の管理

公園及び広場の施設を市へ移管するまでの間、事業者が行う管理の内容は、次のとおりとする。

ア スベリ台等の遊具の管理

イ 外周柵の管理

ウ 樹木、芝等の管理

エ 除草

オ 周囲の土留施設の管理

カ 水飲み場の管理

キ 便所の管理

ク 照明灯の管理

ケ 公園内で使用する上下水道料金及び電気料金の負担

コ 愛護会（多治見市公園愛護会報奨金交付要綱（昭和57年告示第5号）第1条に規定する団体をいう。）の設立について協力すること

3 造成法面

（1）造成法面の形態

ア 造成法面の小段には、住宅の用に供する目的で行う開発事業にあつては最小断面240ミリメートル以上、その他の事業にあつては180ミリメートル以上の排水路を設けること。この場合において、排水路の合流部分及び60度以上の屈曲部分には、内法450ミリメートル×450ミリメートル以上の集水柵を設けること。また、堅排水溝の両側には土砂流出防止のためのコンクリートを打設すること。

イ 造成法面には、種子吹付工を実施したうえ樹木を植栽すること。この場合において、植栽密度は、10平方メートル当たり3本以上を標準とすること。

ウ 住宅の用に供する目的で行う開発事業にあつて、法面の造成に伴い設置した高さ1.5メートル以上の擁壁の天端及び上部に土地の形質の変更を伴う高さ5メートル以上の法面の天端に

は、転落防止用のネットフェンスを設置すること。

エ 住宅の用に供する目的で行う開発事業にあつて、造成法面の下端部及び土地の形質の変更を伴う上端部には、幅2メートル以上の管理用通路を設けること。この場合において、管理用通路は公道又は公道となる道路へ通り抜けできるよう配置すること。

オ その他、法面の形態についての技術基準については、関係法令に定めがある場合を除き、岐阜県宅地開発指導要領によること。

(2) 造成法面の境界

ア 造成法面の管理用通路に接して住宅地が配置される場合は、官民境界となるところに高さ1メートル以上のネットフェンスを配置すること。

イ 市へ移管される造成法面の敷地の境界には、本市規格の境界標を設置すること。

4 排水施設

(1) 排水計画

ア 既存の河川・ため池等に排水する場合は、事前に当該河川・ため池等の所有者及び管理者と協議し、必要に応じて当該所有者及び管理者の同意を得なければならない。

イ 開発区域内排水は、堅固で耐久性を有する構造の排水路により既存の河川その他公共の用に供している排水路に接続するものとする。放流に当たっては、開発面積が1ヘクタール以上の開発事業にあつては、岐阜県宅地開発指導要領の算定方式により、原則として調整池等を設置すること。

ウ 開発面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の開発事業については、既存河川等の流下能力の調査を実施し、比流量最小地点において計画雨水量が流下能力を超える場合は、原則として、開発後の計画雨水量を当該河川等の許容放流量まで調整するために必要な洪水調整容量を有する調整池等を設置すること。ただし、比流量、計画雨水量、許容放流量及び洪水調整容量の算定に当たっては岐阜県宅地開発指導要領の算定方式によること。

エ 河川管理者又は水路管理者と協議し、必要に応じて放流先河川又は水路を改修することができる。

オ 原則として、開発面積が1ヘクタール以上の開発事業にあつては、下流に対する災害を防止するため適切な位置に、必要な規模、強度及び耐久性を有する沈砂池を設置すること。なお、開発面積が1ヘクタール未満の開発事業についても、開発区域及びその周辺の地形地表の状況を勘案して、土砂流出が予想される場合も同様とすること。沈砂池の設計については、岐阜県宅地開発指導要領の算定方式を用いること。

カ 原則として、流域は変更しないこと。

(2) 計画雨水量

ア 計画雨水量の算定方式は、次の合理式を標準としなければならない。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画雨水量 (m³/sec)
C : 流出係数
I : 降雨強度 (mm/hr)
A : 排水面積 (ha)

イ 降雨強度 I は、表一10の略算値を用いること。

表一10 (単位mm/h r)

到達時間 確率年	10分	20分	30分
10年	142	108	90
30年	183	140	116
50年	203	154	128
100年	231	174	144

ウ 確率年の適用は、表一11の値を標準とすること。

表一11

種別	確率年
排水施設	10年
洪水調節容量	30年
放流先河川等の流下能力の検討	
地区外河川等の改修	
余水吐能力	100年

エ 到達時間は、表一12の値を標準とすること。

表一12

流域面積	到達時間
50 h a 未満	10分
100 h a 未満	20分
500 h a 未満	30分

オ 流出係数は、表一13による数値を標準とすること。

表一13

土地の状態	平坦な農地	優良な林地 起伏のある農地	普通林地 択伐林地	皆伐地 優良な草地 ゴルフ場のコース	宅地 裸地 荒廢地 造成緑地
係数	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0

(3) 断面設計

ア 流量の計算は、次の式を標準とすること。

Manning式

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³/s e c)

A : 流水の断面積 (m²)

V : 流速 (m/s e c)

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数

R : 径深 = A/P (m)

P : 流水の潤辺長 (m)

I : 勾配

イ 粗度係数 n は、表—14の値を参考とすること。

表—14

河川及び水路の状況	n の範囲	n の標準値
一般河道	0.030～0.035	0.035
急流河川及び川幅が広く水深の浅い河川	0.040～0.050	0.045
三面張水路	0.014～0.020	0.025
コンクリート人工水路	0.014～0.020	0.020
コンクリート管、U字溝及び陶管 (コンクリート二次製品)	0.014～0.020	0.013
塩化ビニル管	—	0.010
U型水路 (現場打ちコンクリート)	—	0.015
組立水路	0.025～0.033	0.030
両岸石張小水路 (泥土床)	0.025～0.033	0.025

ウ 排水路の断面積は、円形管の場合は満流、その他の断面形状の場合は、8割水深として決定すること。なお、流域内がアスファルトにて舗装される場合など土砂等が混入するおそれのない場合以外は、原則として流量計算にあたって第2の4の(2)のAで算定された計画雨水量に表—15の安全率を乗じて得た流量を排水できるように排水路の断面積を決定すること。

表—15

	$V = 5 \text{ m/s}$ 未満の場合の安全率	$V = 5 \text{ m/s}$ 以上の場合の安全率
開水路	1.5以上	$V = 5 \text{ m/s}$ として計算し2以上とする。
暗渠	2以上	

エ 宅地造成事業の管渠の流速は、管渠の種類により表—16の値とすること。

表—16

管渠の種類	流速 (m/s)		
	標準	最小	最大
汚水管渠	1.0～1.8	0.6	3.0
雨水管渠		0.8	3.0

オ 雨水の排水施設は、原則として開渠としなければならない。

カ 排水路の最小内径又は最小内法幅は、150ミリメートル以上とすること。

キ その他この基準に定めのない事項については、岐阜県宅地開発指導要領の定めるところによらなければならない。

5 公共下水道

- (1) 公共下水道処理区域内の汚水は、公共下水道へ接続しなければならない。この場合において、開発区域内の下水道施設の設置は、事業者の責任において行わなければならない。
- (2) 開発事業に伴って必要となる開発区域外の下水道施設工事は、市と協議を行い事業者の責任において工事を実施しなければならない。ただし、大規模な開発事業の場合等で市長が必要と認める場合は、市が実施するものとする。この場合、当該工事に係る費用は、全額事業者が負担するものとする。
- (3) 下水道施設は、市の下水道計画に適合させ、下水道法(昭和33年法律第79号)、下水道施設計画・設計指針と解説(公益社団法人日本下水道協会発行)及び多治見市下水道設計基準に基づき設計しなければならない。また、工事は、市と協議のうえ、岐阜県建設工事共通仕様書(岐阜県発行)に基づき実施すること。

6 汚水処理施設

(1) 汚水処理計画

ア 事業者は、公共下水道の処理区域外にあっては表一17の基準により、汚水（し尿及び雑排水）処理施設（公共下水道を除く。）を設置しなければならない。

表一17

処理対象人口	汚水処理施設	排水基準	適用
100人以下	各戸浄化槽（合併処理）	BOD 20PPM以下	――
101人以上	集中浄化槽が望ましいが、市との協議により各戸浄化槽で行う場合は、浄化槽排水管を埋設すること。	BOD 20PPM以下	浄化槽の周囲には適切な緩衝帯を設置すること。

イ 浄化槽からの処理水は、常時流水のある公共水域又は公共水域となる排水路まで、雨水と分離し暗渠（管径250ミリメートル以上）により導水しなければならない。ただし、処理対象人口100人以下の施設にあっては、この限りではない。

ウ 処理水の放流については、あらかじめ放流先の河川等の管理者及び水利権者等と協議をし、必要に応じて当該管理者及び水利権者等の同意を得なければならない。

(2) 汚水処理施設の設計

ア 汚水処理施設は、市の下水道将来計画に適合させ、下水道法その他関係法令及び下水道施設計画・設計指針と解説並びに多治見市下水道設計基準に準拠して設計しなければならない。

イ 集中合併処理の場合の汚水量の算定は、次の数値により算定し、集中合併処理以外の場合には日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302号）」により算定しなければならない。ただし、戸建住宅団地の場合で建物規模が不確定な場合は、戸当たりの処理対象人員は6人とすること。

- (ア) 計画日平均汚水量 275リットル／人・日
- (イ) 計画日最大汚水量 350リットル／人・日
- (ウ) 計画時間最大汚水量 525リットル／人・日

(3) 汚水処理施設の管理

ア 浄化槽の維持管理については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき適正に管理しなければならない。

イ 事業者は、汚水処理施設から出る汚泥について関係法令に基づき適正に処理処分を行うこと。

ウ 集中合併処理浄化槽の敷地の周囲には、フェンス等を設け事故の防止に努めなければならない。

エ 集中合併処理浄化槽及び污水管渠、マンホール等の汚水処理施設は、事業者の責任において良好に管理しなければならない。

オ 事業者（浄化槽の管理者）は、処理対象となる全体の区画数及び人口を把握のうえ、将来において分筆等による区画数の増大を認めることのないよう十分留意しなければならない。ただし、やむを得ず分筆等による区画数の増大が伴う場合は、浄化槽の新設及び改築等について市及び関係機関と協議すること。

7 消防

(1) 消防水利

ア 開発区域内に設置する消防水利の種類は、防火水槽、消火栓、プール、河川、池等とする。ただし、自然水利にあっては年間を通じて常時消防車が取水可能でなければならない。

- イ 消防水利は、常時貯水量40立方メートル以上又は取水可能水量毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の取水が可能であること。
- ウ 消防水利がイの10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に5台以上の消防車が部署できるときは、当該水利の取水点から140メートル以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。
- エ 事業者は、消防水利の位置、構造及び工事の施行について事前に別表第2に基づき市及び市（水道事業）と協議しなければならない。
- オ 消防水利について、この基準に定めのない事項は消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定めるところによる。

(2) 消防車進入路

開発区域内に中高層建築物（高さが10メートルを超える建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合は、別表第2に基づき、はしご付き消防自動車が進入するための消防車等進入路を設けなければならない。

(3) 消防活動用空地

開発区域内に中高層建築物を建築する場合は、別表第2に基づき、消防活動用空地を設けなければならない。

(4) 遊休土地（空地）の管理

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）第26条の規定に基づき、遊休土地（空地）の所有者及び管理者は、当該土地に雑草等が茂った場合は火災予防上刈取り除去しなければならない。

(5) 危険物の貯蔵及び取扱い

事業者は、開発区域内において危険物を貯蔵し、取り扱う場合は、市と協議しなければならない。

(6) 基準の特例

ア 開発区域の周辺に消防水利があり、開発区域全体を消火栓にあつては半径120メートル、防火水槽にあつては半径200メートルで包含できる場合は、消防水利を設置しないことができる。ただし、国道等で交通量が多く消火活動に支障があると思われる場合、又は、中央分離帯等で消火活動に支障があると思われる場合はこの限りでない。

イ 開発区域内に建築される建築物の一面が、幅員6メートル以上の道路に面しており、はしご付き消防自動車が容易に接近し有効に消防活動ができる場合は、消防用進入路及び消防活動用空地を設置しないことができる。ただし、道路と開発する敷地の間に架空線等があり消防活動に支障があると思われる場合は、この限りでない。

第3 公益施設

1 教育施設等

事業者は、市長が開発区域内及びその周辺の状況により教育施設等の必要を認めるときは、表—18の基準に基づき当該用地の造成をすること。

表—18

教育施設等の種類	設置基準	造成規模（有効平場面積）
幼稚園又は保育所	計画戸数500～1,000戸毎に1箇所	1か所当たり 2,000～2,500㎡
小学校	計画戸数1,250～2,500戸毎に1箇所	1か所当たり 25,000㎡以上
中学校	計画戸数2,500～5,000戸毎に1箇所	1か所当たり 30,000㎡以上
高等学校	計画戸数5,000～10,000戸毎に1箇所	1か所当たり 50,000㎡以上

注1 幼稚園又は保育所の造成規模は、戸数按分とする。

注2 造成工事の内容は、教育委員会又は市長と協議すること。

注3 計画戸数が上表に該当しない場合であっても、市長が必要と認めるときは、上表に準じ教育委員会又は市長と協議しなければならない。

2 集会施設

(1) 事業者は、表一19の基準に掲げる面積を標準として集会所を設置しなければならない。

表一19

種類	戸建住宅		中高層住宅	
	計画戸数	施設面積	敷地面積	敷地面積
50戸以上100戸未満	100㎡	250㎡	70㎡	---
100戸以上150戸未満	130㎡	325㎡	91㎡	---
150戸以上200戸未満	180㎡	450㎡	126㎡	---

注1 戸建住宅には、中高層住宅（高さが10mを超える建築物で住宅を主としたものをいう。以下同じ。）を除く集合住宅（1区画ごとに浴室・便所・湯沸かし場を設けた形式の住宅（ワンルーム形式の住宅を含む。）で階数が2以上であり、かつ、10区画以上有するものをいう。以下同じ。）を含む。

注2 中高層住宅における集会所の位置は、中高層住宅内を原則とする。中高層住宅外に建築する場合は、戸建住宅の規模に準じること。

注3 計画戸数が200戸以上の場合には、市長と協議しなければならない。

注4 有効平場面積にて上記面積以上を確保すること。

(2) 集会所は、事業者において建築し、電気、ガス、水道、便所、物置、簡易な炊事施設の設置及びその他集会所として必要な備品を設置しなければならない。

3 一般廃棄物及び資源集積施設

(1) 事業者は、一般廃棄物及び資源の持出し、保管に必要な集積施設を表一20の基準により、環境衛生、交通安全及び収集経路上支障なく、かつ、容易に収集車が横付けできる道路に面した場所に設置しなければならない。ただし、住宅の用に供する目的以外で行う開発事業は、この限りでない。

表一20

建物の種類	規模	構造
戸建住宅	30戸に1箇所 (4㎡以上を標準とする。)	敷コンクリート及び三方を鉄筋入コンクリートブロックで囲む。 (形状については、市と協議すること。)
集合住宅	1棟又は30戸に1箇所 (4㎡以上を標準とする。)	同上の構造で収集車の車寄が容易にできる場所
	資源集積施設併用 同一地内に40戸に1箇所 (10㎡以上を標準とする。)	

(2) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物及び資源は、事業者の責任において処理しなければならない。

4 防災行政無線施設

(1) 事業者は、開発区域住民の情報連絡施設として、おおむね半径300メートルで包含できる位置ごとに1箇所の同報無線系子局（屋外拡声方式）を設置しなければならない。

(2) 子局設備は、常時交流100ボルトで動作し、親局（市役所）からの電波を受け、選択信号により増幅器が動作し、スピーカーを駆動する設備であり、次により設置しなければならない。

- ア 屋外拡声受信装置：耐塩害型防水筐体、選択呼出部、非常電源部、電子サイレン部付
- イ 空中線柱：鋼管組立柱17.4メートル（地上14.5メートル）
- ウ 空中線：3素子八木型
- エ 避雷針
- オ トランペットスピーカー：30ワットレフレックス型、30ワットスレート型を開発区域の現状により2個から4個取付

(3) 設置場所は、原則として公園等公共用地内とする。

5 駐車場

- (1) 戸建て住宅の建築をする場合は、その敷地内に1台分以上の駐車場を確保すること。
- (2) 集合住宅の建築をする場合は、多治見市中高層建築物等の事業計画に関する要綱により駐車場を確保すること。

6 上水道

- (1) 事業者は、市の水道施設から給水を受ける場合は、事前に市（水道事業）と協議し、市（水道事業）と締結する協定により施設を設置しなければならない。なお、給水に必要な水道施設に要する費用は、すべて事業者の負担とする。

7 その他の公益施設

- (1) 地区事務所、公民館及び消防団詰所

事業者は、市長が開発区域内及びその周辺の状況により、地区事務所、公民館及び消防団詰所の必要を認めるときは、表一21の基準に基づき当該用地の造成をすること。

表一21

施設の種類	設置基準	造成規模（有効平場面積）
地区事務所	計画戸数2,000戸以上に1箇所	180㎡以上
公民館	計画戸数2,000戸以上に1箇所	1,400㎡以上
消防団詰所	計画戸数2,000戸以上3,000戸未満に1箇所	450㎡以上
	3,000戸以上	分団数の検討を含めて別途協議

注 計画戸数が上表に該当しない場合であっても、特に市長が必要と認めるときは、上表に準じ市と協議すること。

- (2) バス停留所及びバスターミナル

事業者は、市長及び関係機関が開発区域外に通じる道路で路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業）の運行計画の必要を認めるときは、バス停留所、バスターミナルの施設を設置しなければならない。

- (3) 警察署及び郵便局等

事業者は、関係機関が開発区域内及びその周辺の状況により警察法（昭和29年法律162号）第53条第5項に規定する交番その他の派出所又は駐在所、郵便局及び郵便ポストの設置の必要を認めるときは、関係機関と協議のうえ設置に協力しなければならない。

- (4) 商業施設及び医療施設等

事業者は、開発事業の規模に応じて原則として当該開発区域周辺部の利便を考慮し、日常生活上必要な日用品店舗等の商業施設及び診療所等の医療施設を設置しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成2年9月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に多治見市土地開発基準（昭和52年訓令甲第4号。以下「旧基準」という。）に基づき、設計協議申出書を受理した開発事業については、なお旧基準の適用を受けるものとする。ただし、教育施設整備負担用地及び維持管理協力金について、多治見市土地開発指導要綱（昭和52年告示第28号の2）に基づく土地開発協定の締結がなされていないものにあつては、この基準によるものとする。

附 則（平成4年3月21日告示第19号）

- 1 この告示は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示による改正後の多治見市土地開発基準の規定は、施行日以後に多治見市土地開発指導要綱（平成2年告示第54号）に規定する設計協議申出書を受理した開発事業から適用し、施行日前に同要綱に規定する設計協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月14日告示第15号）

- 1 この告示は、平成6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市土地開発基準（以下「新基準」という。）の規定のうち第1の2及び3以外の規定は、施行日以後に多治見市土地開発指導要綱（平成2年告示第54号。以下「要綱」という。）に規定する設計協議申出書を受理した開発事業について適用し、施行日前に要綱に規定する設計協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。
- 3 新基準第1の2及び3の規定は、施行日以後に要綱に規定する事前協議申出書を受理した開発事業について適用し、施行日前に要綱に規定する事前協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月11日告示第22号）

- 1 この告示は、平成8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1の2の改正規定（「及び第34条」を加える部分に限る。）及び第1の3の改正規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。
- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の多治見市土地開発基準（以下「新基準」という。）の規定は、施行日以後に多治見市土地開発指導要綱（平成2年告示第54号）に規定する設計協議申出書（以下単に「設計協議申出書」という。）を受理した開発事業について適用し、施行日前に設計協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に設計協議申出書を受理した開発事業のうち都市計画法第29条に規定する開発許可を要する開発事業については、新基準第2の1の(3)、第2の1の(5)及び第2の1の(11)の規定を適用する。

附 則（平成10年3月24日告示第30号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日告示第40号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月26日告示第172号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日告示第34号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月3日告示第52号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年3月3日告示第53号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年11月15日告示第287号）

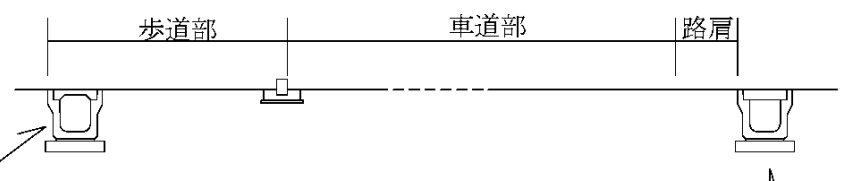
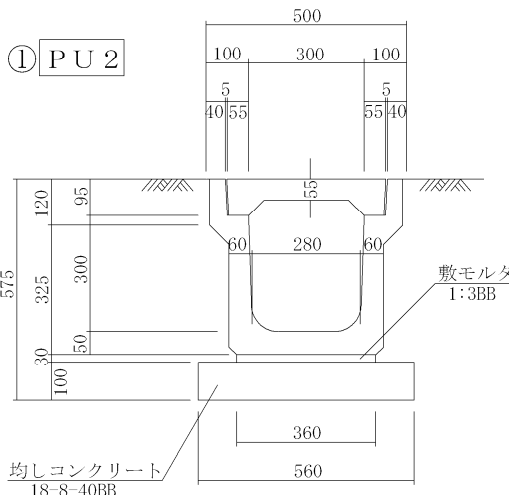
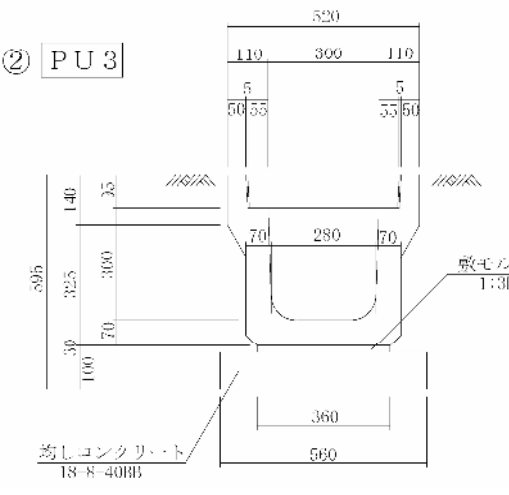
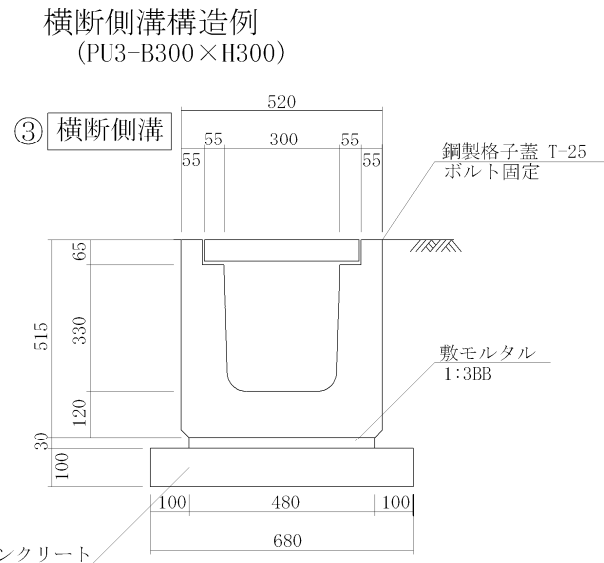
この告示は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成25年1月28日告示第22号）

- 1 この告示は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市土地開発基準の規定は、施行日以後に多治見市土地開発指導要綱（平成2年告示第54号。以下「要綱」という。）に規定する設計協議申出書を受理した開発事業について適用し、施行日前に要綱に規定する設計協議申出書を受理した開発事業については、なお従前の例による。

別表第1 (第2の1の(9)関係)

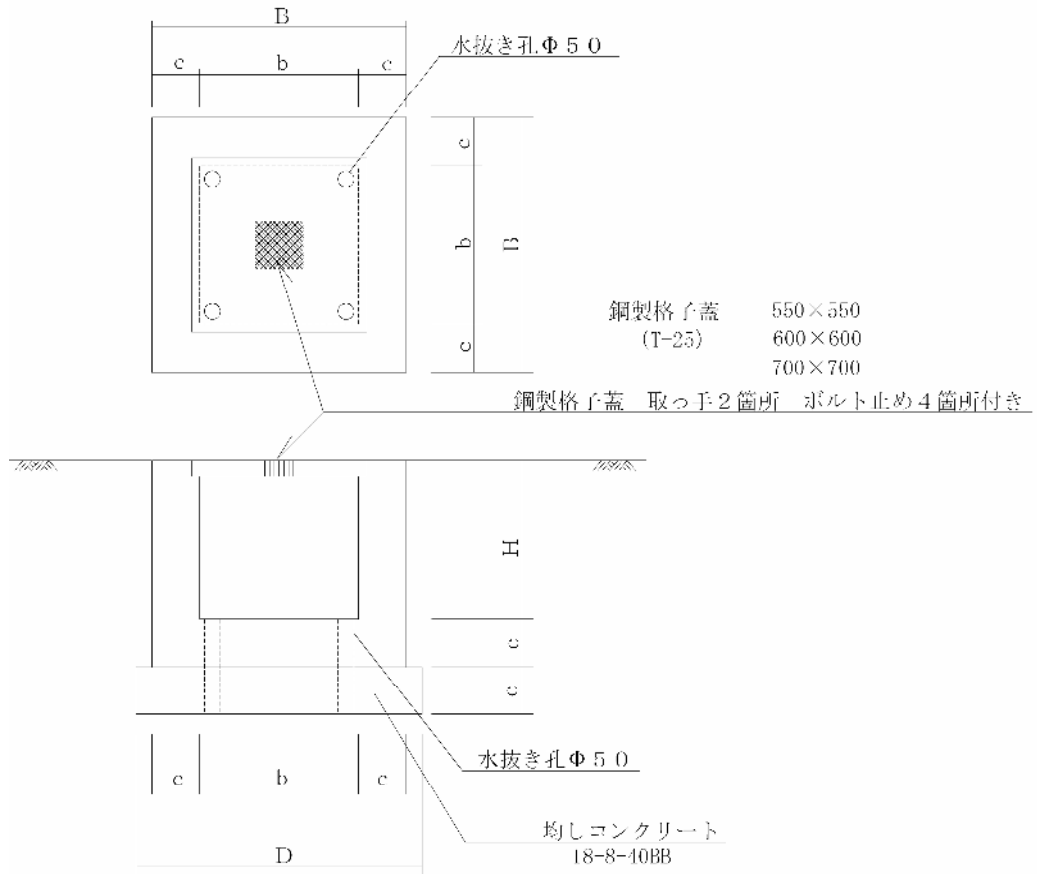
側溝及び集水柵の構造

項目	構造
<p>1</p> <p>歩道部及び車道部の側溝</p>	<p>歩道部及び車道部の側溝については、線形、断面等の理由によりプレキャスト製品が適さない箇所を除き、下記のとおり施工するものとする。</p>  <p>歩道側</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者、自転車などの歩道部の場合・・・プレキャスト ① PU2 (JIS 1種) 普通車程度の横断がある場合・・・プレキャスト ② PU3 (JIS 2種) 大型車の横断がある場合・・・プレキャスト ③ 横断側溝 <p>歩道部構造例 (PU2-B300×H300)</p>  <p>車道部構造例 (PU3-B300×H300)</p>  <p>横断側溝構造例 (PU3-B300×H300)</p> 

2

集水
枳

集水枳の構造は下記のとおりとする。



A型

(単位 :
mm)

H	B	b	c	D
500~700	750	450	150	850

B型

(単位 :
mm)

H	B	b	c	D
500~900	800	500	150	900

C型

(単位 :
mm)

H	B	b	c	D
600~1200	900	600	150	1000

別表第2（第2の7関係）

消防施設等の構造

項目	構造									
<p>1 消火栓</p>	<p>1 呼称65mmの口径で直径150mm以上の給水管に取り付けること。ただし、管網の一边が180m以下となるように配置されている場合は直径75mm以上とすることができる。</p> <p>2 開発区域内の1つの防火対象物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条2項に規定する防火対象物をいう。以下同じ）から1つの消防水利に至る距離は、都市計画法第8条第3項第2号イに規定する用途地域及び年間平均風速に応じて、次の表に掲げる数値以内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="418 571 1331 815"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 571 778 651">用途地域</th> <th data-bbox="778 571 1043 651">年間平均風速 4 m / s e c 未満 の場合</th> <th data-bbox="1043 571 1331 651">4 m / s e c 以上の 場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 651 778 732">近隣商業地域、商業地域 工業地域、工業専用地域</td> <td data-bbox="778 651 1043 732">100m</td> <td data-bbox="1043 651 1331 732">80m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 732 778 815">上記以外の用途地域及び用 途地域の定めのない地域</td> <td data-bbox="778 732 1043 815">120m</td> <td data-bbox="1043 732 1331 815">100m</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 地上式又は地下式とし、地上式は止水弁、地下式は副弁式とすること。</p> <p>4 設置位置は車道に並行する歩道上又は、車道に接した敷地内とし、原則として歩道を除く道路には設置しないこと。なお、歩道上でかつ地上式とする場合は歩行者等の通行や車両の接近に支障とならない位置とすること。</p> <p>5 歩道以外に設置する消火栓の用地は1㎡以上確保すること。</p> <p>6 消火栓用地との敷地境界は道路側以外の部分を、地下式にあっては0.2m以上、地上式にあっては0.5m以上の高さのコンクリート壁で区画し、境界標を設置すること。ただし、隣接地盤がこれより高い場合は、その高さ以上のコンクリート壁で区画すること。</p> <p>7 消火栓及びコンクリート壁は、街路景観を損なわないよう配慮すること。</p> <p>8 地下式消火栓の鉄蓋は、黄色の着色標示のものとする。</p>	用途地域	年間平均風速 4 m / s e c 未満 の場合	4 m / s e c 以上の 場合	近隣商業地域、商業地域 工業地域、工業専用地域	100m	80m	上記以外の用途地域及び用 途地域の定めのない地域	120m	100m
用途地域	年間平均風速 4 m / s e c 未満 の場合	4 m / s e c 以上の 場合								
近隣商業地域、商業地域 工業地域、工業専用地域	100m	80m								
上記以外の用途地域及び用 途地域の定めのない地域	120m	100m								
<p>2 防火水槽</p>	<p>1 開発区域を半径200mで包含できるよう配置すること。ただし、開発面積3ha未満の事業の場合はこの限りではない。なお、開発区域内で防火対象物となる建物等を建築、建設又は設置しない区域がある場合の配置については、市と協議すること。</p> <p>2 主要構造部材は、財団法人日本消防設備安全センターの認定品の耐震性防火水槽とする。</p> <p>3 有蓋で容量40m³以上とし、止水弁等により水道配管から給水可能とすること。</p> <p>4 地盤面から水槽底部までの落差は4.5m以内であること。</p> <p>5 吸管投入口を2箇所以上、又は吸管投入口1箇所と消防用採水口1箇所を設け、吸管投入口の大きさは直径0.6m以上とすること。</p> <p>6 吸管投入口の直下に深さ0.5m、直径又は一辺が0.6m以上の取水部を設けること。</p> <p>7 設置にあたっての検査は、内部検査、埋戻し前の外周検査、及び漏水検査とする。</p>									

8 危害防止のため吸管投入口の蓋は自動錠機能を有するものとし、転落防止はしご等の措置を講じること。なお、前記以外のものを使用する場合は、周囲に防護フェンス（高さ1.2m以上）を設置すること。ただし、防護フェンスには施錠ができる管理用出入口を設けること。

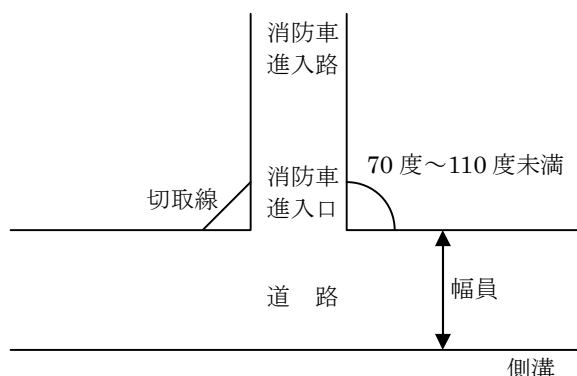
3 消防車
進入路

1 消防車進入口の幅員は、道路幅員に応じて下表の数値以上を確保すること。ただし、歩道の切下げ等の必要な場合は、この限りでない。

単位：m

道路幅員	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	10.5
消防車進入口	10.5	10.0	9.0	8.0	7.0	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0

※角切を設け、その角度が相互にほぼ等しく、かつ、切取線2m以上の場合は進入路の幅を1m減ずることができる。ただし、最小幅員は4m以上とすること。



- 2 消防車進入口は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1号から第6号までに掲げる道路の部分（駐停車禁止場所）には設けないこと。
- 3 消防車進入路は、幅員4m以上で進入口から12mの範囲を直線とし、道路との角度は70°から110°の範囲内とすること。
- 4 消防車進入路の縦断勾配は7.0%以下とし、その表面は滑りにくい構造とすること。
- 5 消防車進入路の構造は、総重量20tのはしご付消防車等が走行するに十分な地盤支持力（輪荷重5t）を有すること。
- 6 消防車進入口及び進入路には、上空に消防活動上支障となるものを設けないこと。ただし、やむを得ず設ける場合は幅及び高さが4m以上の開口部を設けること。

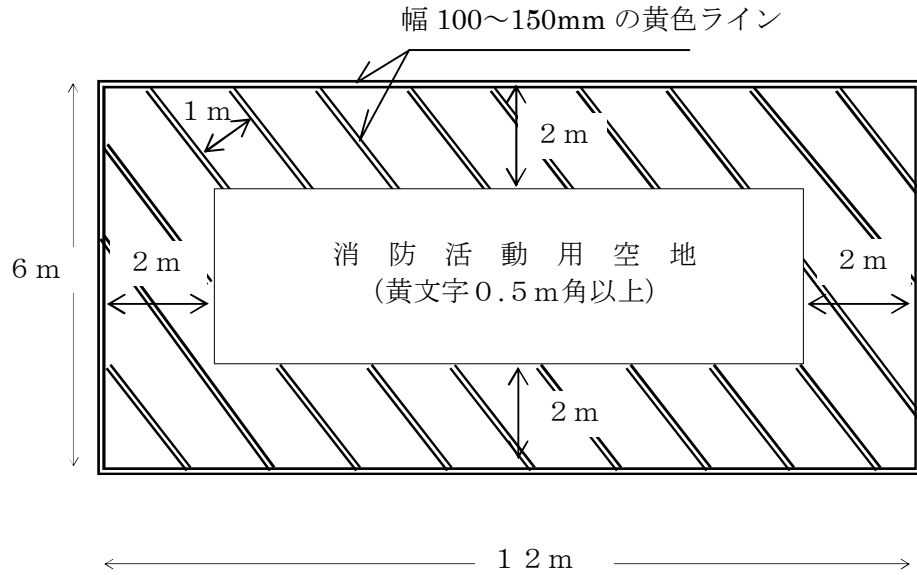
4 消防活動用
空地

- 1 消防活動用空地は、原則としてバルコニー側又は消防隊進入口側に設けること。
- 2 消防活動用空地は、前3の消防車進入路と接続していること。
- 3 消防活動用空地は、幅6m以上、長さ12m以上とする。また、当該空地と建築物との間隔は5m以内とし、その間及び上空には消防活動上支障となるものを設けないこと。
- 4 消防活動用空地は、縦・横断勾配とも5%以下とすること。
- 5 消防活動用空地は、原則として消防車進入路の構造に準じ、かつ、地盤支持力がジャッキ荷重（7.5t/28cm）に耐える構造とすること。
- 6 道路から直接はしご車による消防活動が可能で、敷地内に消防活動用空地を設置しない場合は、建築物の道路に面した部分に開口部を設けるとともに、消防活動に支障となる工作物、架空線等は除去すること。

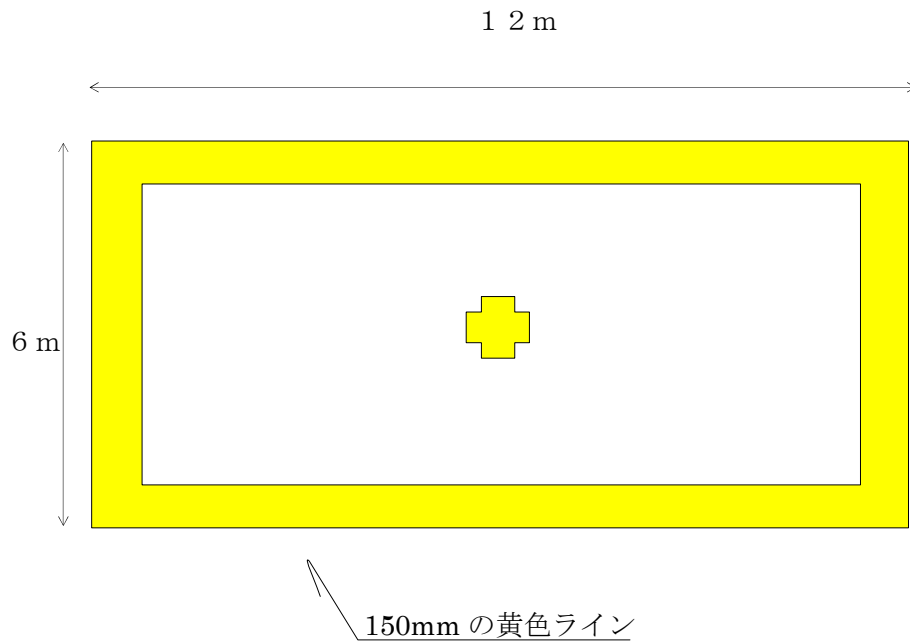
7 規制標示

消防活動用空地には、当該建築物の住民等に災害時のはしご車の活動する場所を認識させるため、下図に示す規制標示その1からその3のいずれか及び標識板規制標示をすること。

消防活動用空地の規制標示（その1）



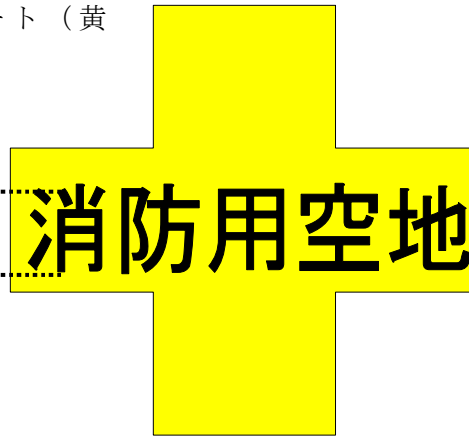
消防活動用空地の規制標示（その2）



規制標示詳細図

レジコンクリート（黄色）
ダクタイル鋳鉄製

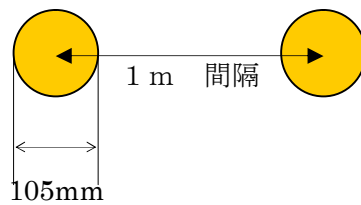
文字
130mm 角



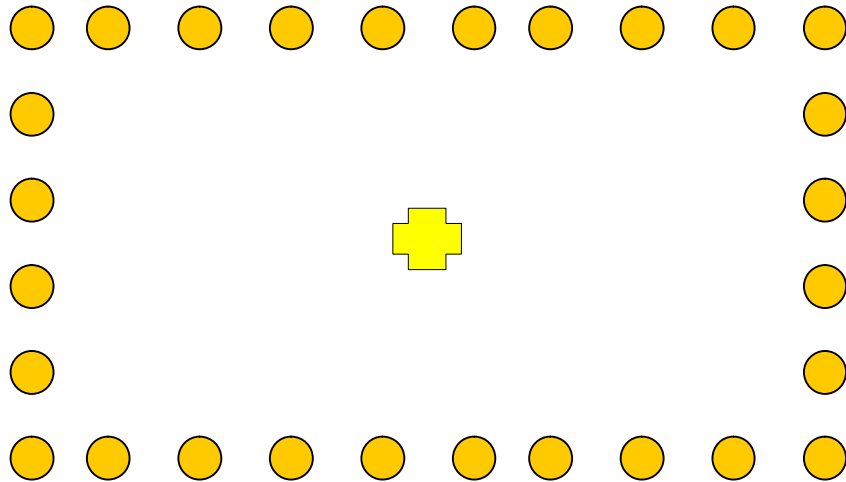
960mm

960mm

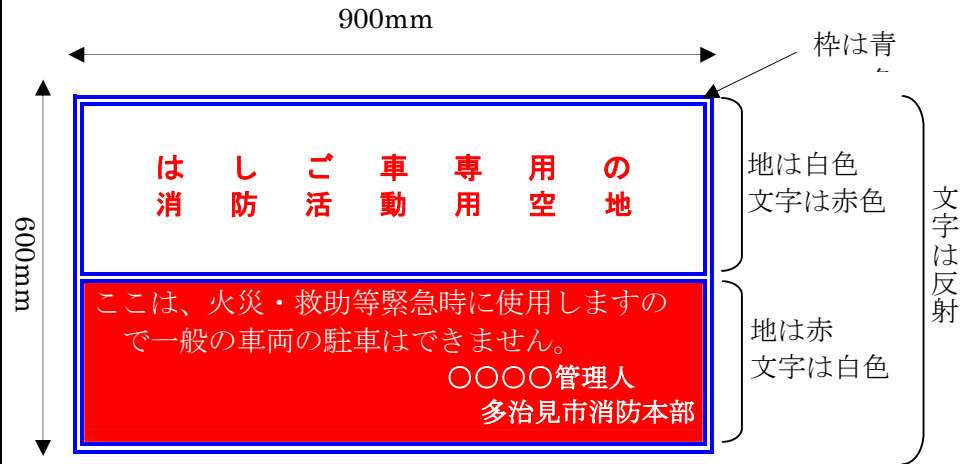
消防活動用空地の規制標示（その3）



反射付黄色特殊樹脂製
（ポリカーボネート）



消防活動用空地の標識板規制標示（壁体取付型及び支柱取付型）



8 消防用活動空地は、建築物完成後遅滞なく実車を用いて市の確認を受けること。

- 注1 消火栓及び防火水槽の配置距離は、消防隊が昼夜を問わず迅速、かつ、安全に活動できる経路とし、崖、急傾斜地等消防活動に支障がある場合は、これを迂回した歩行距離とする。
- 注2 消防水利には、水利標識を見やすいところに掲げること。
- 注3 交通量等により使用又は点検に支障をきたすと認めるときは、消防水利を車道に設置することはできない。

年 月 日

多治見市教育委員会 様

住所
氏名
(名称及び代表者)

印

埋蔵文化財確認申請書

下記の開発区域内における埋蔵文化財の有無について、確認を申請します。
記

開発事業名	
開発事業の目的	
開発区域の位置	多治見市
開発区域の面積	m ²
開発担当者又は設計 担当者の住所・氏名	住所 氏名 電話

- ※ 添付図面 開発予定地の位置図
開発予定地の現況図
開発計画図
申請者が土地所有者以外の場合、土地所有者の確認調査実施承諾書

年 月 日

多治見市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

公園・児童遊園・広場計画承認申請書

多治見市 町 丁目 番地内の開発事業に伴う公園・児童遊園・広場計画について
次のとおり承認して頂くよう申請します。

1 開発区域の場所 多治見市

2 開発事業の目的

3 開発区域の面積 m^2

4 工事期間

5 公園・児童遊園・広場の面積 m^2

6 添付図書 開発申請書の写し、位置図、造成計画平面図、計画平面図、計画横断図、
植栽計画平面図、各施設構造図等（図面番号を記入）